

奈良県社会的養育推進計画(案)

(奈良県家庭と地域のこどもはぐくみプラン)

奈良県

令和2年3月

(令和7年3月改定)

奈良県社会的養育推進計画 目次

第1章 計画の策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 他の計画との関係	2
4 計画の推進体制	2
5 計画の評価・点検	2
6 改定の趣旨・内容	2

第2章 奈良県における社会的養育の現状

1 要保護児童の現状	4
(1) 要保護児童の推移	4
(2) 一時保護児童の推移	4
2 社会的養育の現状	5
(1) 県内の代替養育施設等の現状	6
(2) 全国及び県内の代替養育の現状	10
(3) こどもの自立援助の現状	11
(4) 社会的養育を支える機関等の現状	12

第3章 基本理念と基本的な施策の方向性等

1 基本理念	15
2 基本的な施策の方向性	15
3 計画改定にあたっての課題と施策の柱	16

第4章 具体的な取組と評価指標

1 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	17
(1) 代替養育を必要とするこども数の見込み	17
(2) 令和6年6月時点の各年齢区分の代替養育数、里親等委託率	19
(3) 都道府県社会的養育推進計画策定要領による見込み(算式1)	19
(4) 都道府県社会的養育推進計画策定要領による見込み(算式2)	20
(5) 本県の現状及び今後の里親推進等を踏まえて算出した各年齢区分の代替養育数、 里親等委託率	20
(6) 計画期間中の里親等委託数及び里親等委託率	21
2 当事者であるこどもの権利擁護の取組	21
3 児童相談所の強化に向けた取組	25
4 市町村のこども家庭支援体制構築に向けた取組	30
5 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	37
6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	44
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	47

8	一時保護改革に向けた取組	54
9	社会的養護自立支援に向けた取組	57
10	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	60
11	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	61
12	障害児入所施設における支援に向けた取組	65

第1章 計画の策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

県では、奈良県政発展の目標と道筋を示す「奈良新『都』づくり戦略」において、「愉しむ「都」をつくる～県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくる～」ことなどを基本目標としています。

このたび、基本目標を達成する一つの方策として、社会的養育における目指す姿と取組を示した「奈良県社会的養育推進計画(通称:奈良県家庭と地域のこどもはぐみプラン)」を策定しました。

本計画策定の背景として、平成 28 年児童福祉法等の一部を改正する法律において、「こどもが権利の主体」、「家庭養育優先原則」の理念が明記され、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が規定されました。

本計画は、「SDGs」(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という考えや、児童福祉法に規定された理念、平成 29 年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」、平成 30 年7月の厚生労働省通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」を踏まえるとともに、「奈良県子どもを虐待から守る審議会」における議論や、社会的養護のこども、有識者、施設及び関係団体等から個別に意見聴取することにより、本県における社会的養育の現状と課題を把握し策定しました。

本計画では、「すべてのこどもが、家庭での養育が困難に直面しても、家庭と地域の力により、健やかに育まれる社会の実現」を基本理念とし、「社会的養育を必要とする個々のこどもにとって一番ふさわしい選択ができるよう養育環境を整えること」を目指します。

このような社会の実現に向けて、①こどもが安心して過ごせるよう、在宅で養育する家庭へのきめ細かな支援、②養育が困難又は適当でない家庭(要支援・要保護家庭)に対する児童相談所、施設、里親等の3本の柱による適切な介入や支援、③社会的養護を必要とする個々のこどもにとって最善の養育環境を保障、④社会的養育の基盤として、家庭とともにこどもをはぐむ「地域」をつくる、を4つの基本的方向性とし、施策を推進します。

本計画に基づき、社会的養護を担う児童相談所、里親、施設、市町村、NPO法人等のほか、こどものための地域活動団体等も含め、地域の様々な主体がそれぞれ力を出しあい、本県のすべてのこどもたちの最善の利益が実現されるよう、社会的養育を推進していきます。

2 計画の期間

本計画は令和2年度から令和 11 年度の 10 年間を計画期間とし、令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和 11 年度を後期とし、この間の制度改正や、計画の進捗状況の検証結果等を踏まえ、令和6年度に計画の見直しを行いました。

なお、令和4年度に奈良市が児童相談所設置市となりましたので、令和4年度以降の指標からは奈良市

の数値等を除いています。

(計画期間)

令和2年度～令和11年度(10年計画)

前期: 令和2年度～令和6年度

後期: 令和7年度～令和11年度

3 他の計画との関係

本計画は「奈良県こどもまんなか未来戦略」等の関連する計画との整合を図るものとします。

4 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものにするため、本県の関係部局が連携を図り、効果的に施策を推進します。また、住民に身近な市町村が主体となって、社会的養育を円滑に推進できるよう、必要な支援を行います。

そして、行政だけでなく、奈良県里親会、奈良県児童福祉施設連盟をはじめとする団体、その他関係機関等と連携、協働しながら各施策を推進します。

5 計画の評価・点検

計画の進捗状況を把握するため、設定した指標により、毎年度評価・点検・公表します。その結果を踏まえ、社会的養育、児童虐待防止に携わる関係団体、有識者、市町村等多様な主体により構成する「奈良県子どもを虐待から守る審議会」において、施策の実施状況や課題、今後必要な取組等について審議し、以後の施策に反映します。

6 改定の趣旨・内容

令和4年改正児童福祉法において、以下のとおり子育て世帯等に対する一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置やこどもの権利擁護に係る環境整備等、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。

- ①子育て世帯等に対する一体的な相談支援を行う市町村こども家庭センターの設置
- ②一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準の制定
- ③虐待等により傷ついた親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設
- ④里親や委託児童等に対する支援を包括的に実施する里親支援センターを児童福祉施設に位置づけ
- ⑤困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業の創設
- ⑥児童自立生活援助事業の年齢上限の撤廃
- ⑦社会的養護経験者等に対する情報の提供や相談、助言、関係機関との連携調整を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設

- ⑧こどもの権利擁護に係る環境整備の義務づけ及び意見表明等支援事業(こどもアドボカシー)の創設
 - ⑨こども家庭福祉の実務者の専門性向上のための認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)の創設
 - ⑩障害児入所給付等の支給又は障害児入所施設在所の年齢上限の引き上げ
 - ⑪一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ※①～⑩は令和6年4月1日から施行
- ⑪は令和7年6月1日から施行

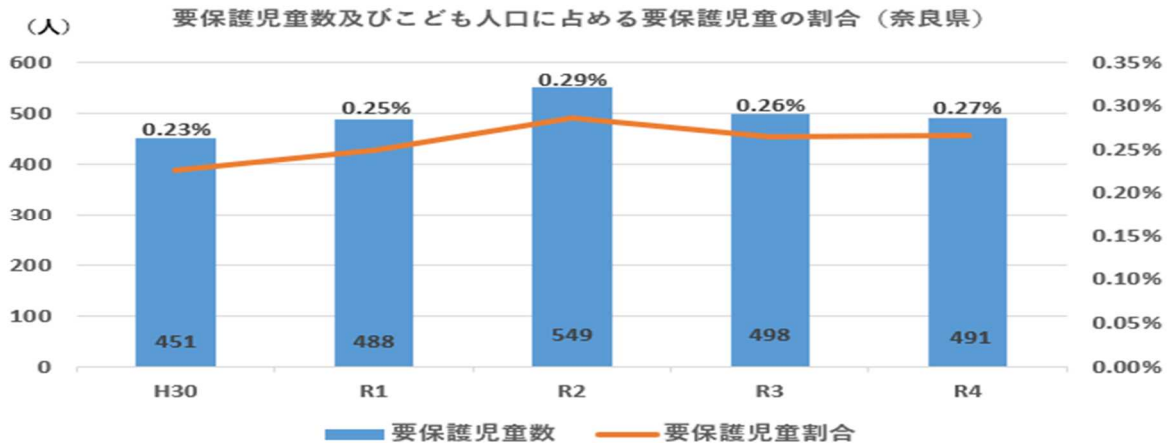
上記の改正及び令和6年3月のこども家庭庁通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」を踏まえ、前期の計画期間(令和2年度～令和6年度)の最終年度にあたる令和6年度に基本理念や施策の方向性は前期計画から維持した上で、施策の柱(9項目)に「支援を必要とする妊産婦等の支援」、「障害児入所施設における支援」を追加する等の見直しを実施しました。

第2章 奈良県における社会的養育の現状

1 要保護児童の現状

(1) 要保護児童の推移

「要保護児童」とは、保護者がいない、又は保護者に監護させることが不適當な児童（施設入所児、里親委託児、その他在宅指導等）のことをいいます。



(注)「こども人口」は、10月1日現在の18歳未満人口

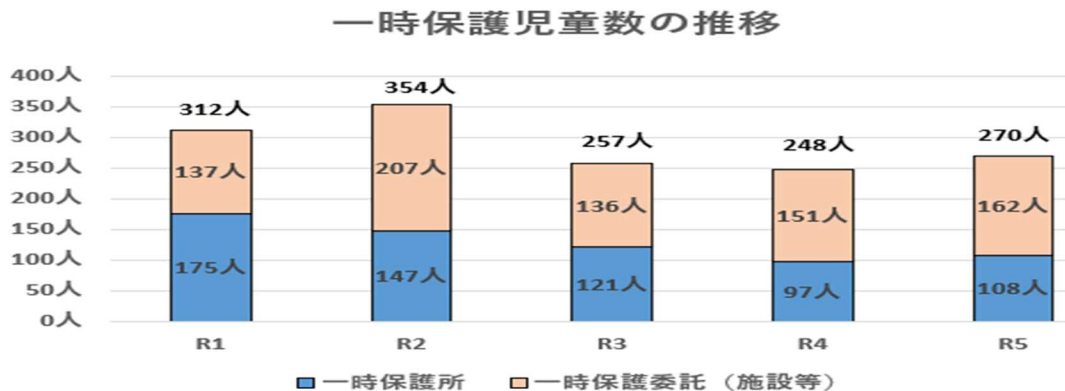
「要保護児童」は、各月初日の在籍児童数の年度平均数及び「福祉行政報告例(各年度末時点)」(厚生労働省)より作成

<要点>

- ・本県における要保護児童数は毎年 500 人前後で推移しています。
- ・こども人口全体に占める要保護児童の割合は 0.2% 台となっています。

(2) 一時保護児童の推移

「要保護児童」のうち、児童福祉法第 33 条の規定に基づき、緊急保護が必要なこども、行動観察が必要なこども、短期間の心理療法等が有効と判断されるこどもについて、中央こども家庭相談センター内の一時保護所又は乳児院及び児童養護施設等で一時的に保護しています。



(注)「福祉行政報告例(各年度末時点)」(厚生労働省)より作成

<要点>

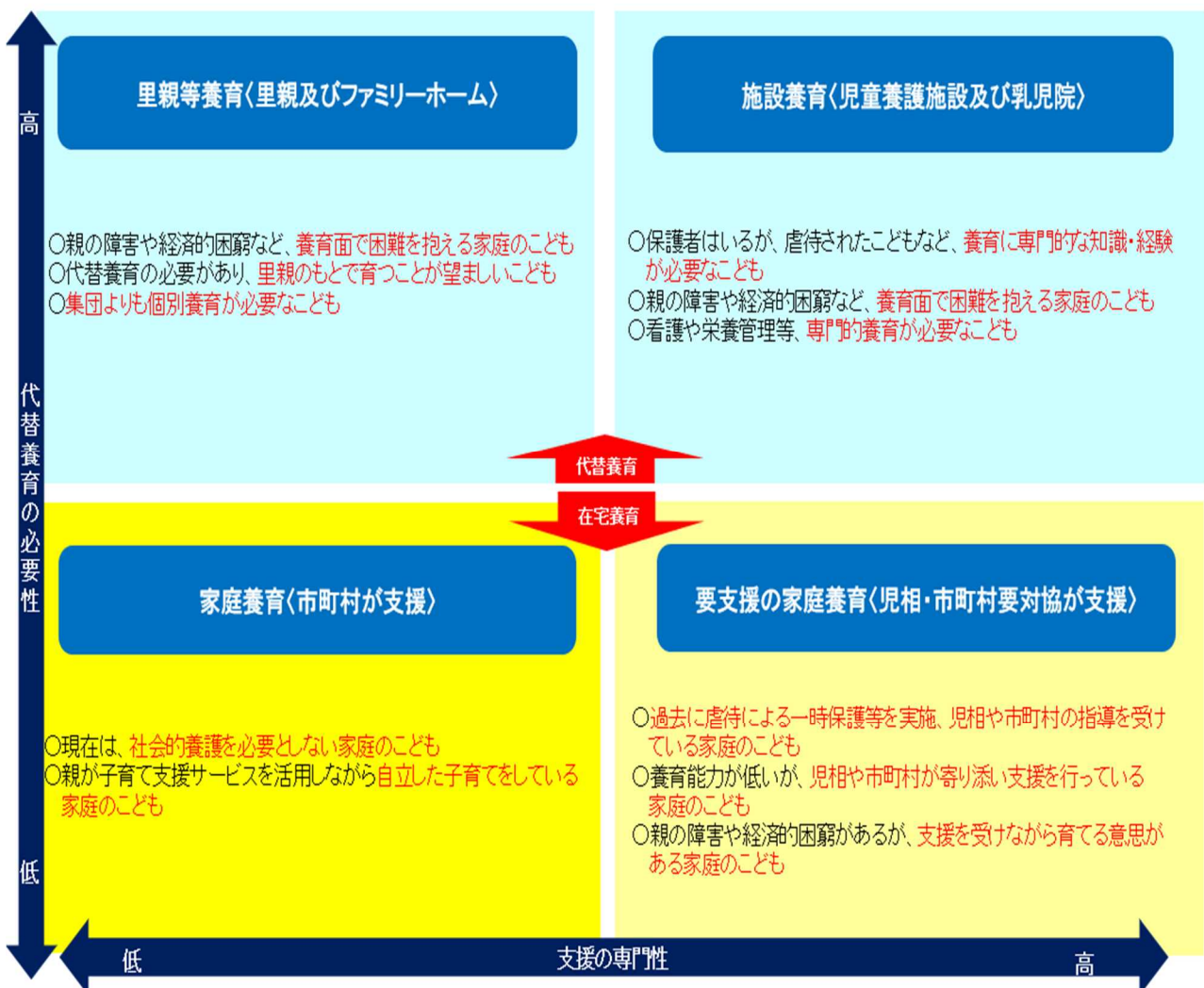
- ・本県の一時保護児童数は、近年 250 人前後で推移しています。
- ・近年、施設等への一時保護委託の割合が増加しています。
- ・こども人口全体に占める要保護児童の割合は 0.2% 台となっています。

2 社会的養育の現状

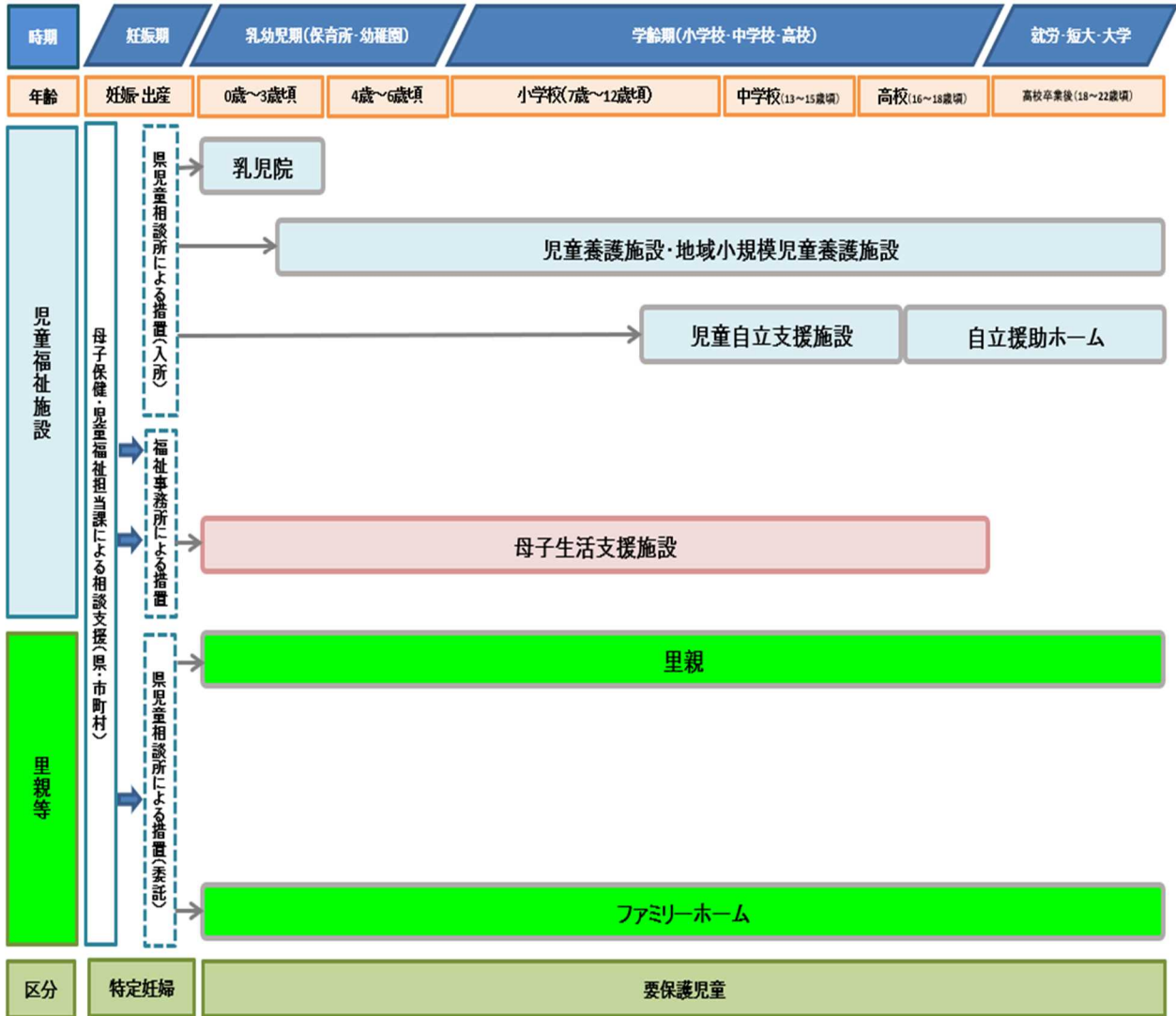
「社会的養育」とは、こどもや家庭への養育支援から「社会的養護」を含め、すべてのこどもを社会が保護者(家庭)とともに責任を持ち養育することをいいます。

なお、「社会的養護」とは、保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものです。

「社会的養育の対象となるこども」への支援の必要性・専門性から見た分類



(1) 県内の代替養育施設等の現状



① 乳児院

乳児院は、保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他の要因で養護を要する乳児を入所させて養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。令和6年12月現在、県内で2施設が運営されています。

施設名	定員(人) (R6.12時点)	設置主体	所在地
いかるが乳児院	25	(福)いかるが園	斑鳩町
いこま乳児院	25	(福)宝山寺福祉事業団	生駒市

(注)(福)は、社会福祉法人です。

② 児童養護施設

児童養護施設は、保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他の要因で養護を要する児童を入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目

的とする施設です。令和6年12月現在、県内で6施設が運営されています。

施設名	定員(人) (R6.12時点)	設置主体	所在地
天理養徳院	45	(福)天理	天理市
愛染寮	45	(福)宝山寺福祉事業団	生駒市
いかるが園	43	(福)いかるが園	斑鳩町
大和育成園	40	(福)大和育成園	宇陀市
飛鳥学院	56	(福)飛鳥学院	桜井市
嚶鳴学院	40	(福)嚶鳴学院	五條市

③ 地域小規模児童養護施設

地域小規模児童養護施設は、地域の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、こどもの社会的自立のための援助を行うことを目的とする施設です。運営主体は既に本体施設(児童養護施設)を運営している地方公共団体及び社会福祉法人等であり、令和6年12月現在、県内で5施設が運営されており、施設の小規模化、地域分散化が進んでいます。

施設名	定員(人) (R6.12時点)	設置主体	所在地
天理養徳院(まつ)	6	(福)天理	天理市
天理養徳院(すぎ)	6	(福)天理	天理市
愛染寮(あずさ)	6	(福)宝山寺福祉事業団	生駒市
飛鳥学院(いわれ)	6	(福)飛鳥学院	桜井市
飛鳥学院(しき)	6	(福)飛鳥学院	桜井市

④ 里親

里親は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもを、県に登録された里親が家庭において養育する制度です。里親には次の4種類があります。

種類	内容
養育里親	「保護者がいない・保護者に監護させることが不適當」なこどもをいずれは実親の元へ戻ることを視野に入れて養育する里親
養子縁組里親	要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する里親
専門里親	被虐待児、非行のあるこども、障害児など専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親
親族里親	実親等の死亡、行方不明又は拘禁等の状況にある要保護児童で、養育者としてふさわしく、かつ里親として認定された3親等内の扶養義務のある親族による里親

<里親登録の状況>

(単位:世帯)

種類	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養育里親	92	101	108	115	111	119
養子縁組里親	49	55	61	69	66	62
専門里親	6	7	7	8	9	10
親族里親	5	6	6	9	3	4
計	121	134	146	158	142	150

(注)各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」によります。)

- ・専門里親は養育里親を兼ねています。
- ・養育里親と養子縁組里親を兼ねている場合は、それぞれに計上しているため、合計と一致しません。

<里親委託児童数の状況>

(単位:人)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養育里親	28	30	32	39	34	47
養子縁組里親	2	3	1	0	3	2
専門里親	4	5	5	8	10	12
親族里親	8	6	6	9	4	5
計	42	44	44	56	51	66

(注)各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」によります。)

ファミリーホームへの委託は含んでいません。

<里親登録数に対する措置割合(マッチング率)>

(単位:%)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
マッチング率	34.7	32.8	30.1	35.4	35.9	44.0

(注)厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき、里親登録数に対する里親委託児童数の割合を算出

<要点>

- ・養育里親の登録が最も多く、次いで養子縁組里親が多くなっています。
- ・養子縁組里親は60世帯ほど登録されていますが、特別養子縁組ケースが少ないことから、委託数は低い水準です。
- ・専門里親の登録数は徐々に増加しており、専門的な援助を必要とするこどもの数も増加していることから委託数も増加傾向にあります。
- ・里親登録数に対する措置割合(マッチング率)は、里親委託を優先していることから近年上昇しています。

⑤ 特別養子縁組制度

特別養子縁組は、こどもの福祉の増進を図るため、養子となるこどもと実親との法的な親子関係を解消し、養親との間で実のこどもと同じ親子関係を結ぶ制度です。養親になることを希望する夫婦の請求に対し、定められた要件を満たす場合に家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

<里親制度と養子縁組制度>

	里親制度	養子縁組制度	
		普通養子縁組	特別養子縁組
措置・成立	実父母の同意による 児童相談所の措置(※1)	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家裁の決定により成立(※2)
年齢要件	(里親)25歳以上 (こども)18歳未満	(養親)成年に達した者 (養子)尊属又養親より年長でない者	(養親)25歳以上 (養子)15歳未満

(※1) 保護者に監護させることが著しくこどもの福祉を害する場合、家庭裁判所の承認を得て措置

(※2) 実父母が意思表示できない、虐待等により養子となる者の利益を著しく害する場合は除きます。

<本県における特別養子縁組成立件数(こども家庭相談センター確認分)>

(単位:件)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2	2	3	3	2	3

⑥ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

ファミリーホームは、児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護の形態として、平成21年度から制度化された事業です。親となる養育者等を3人以上配置して運営すること等が条件で、養育者の住居において、定員5~6人のこどもを養育します。令和6年12月現在、県内で7ホームが運営されています。

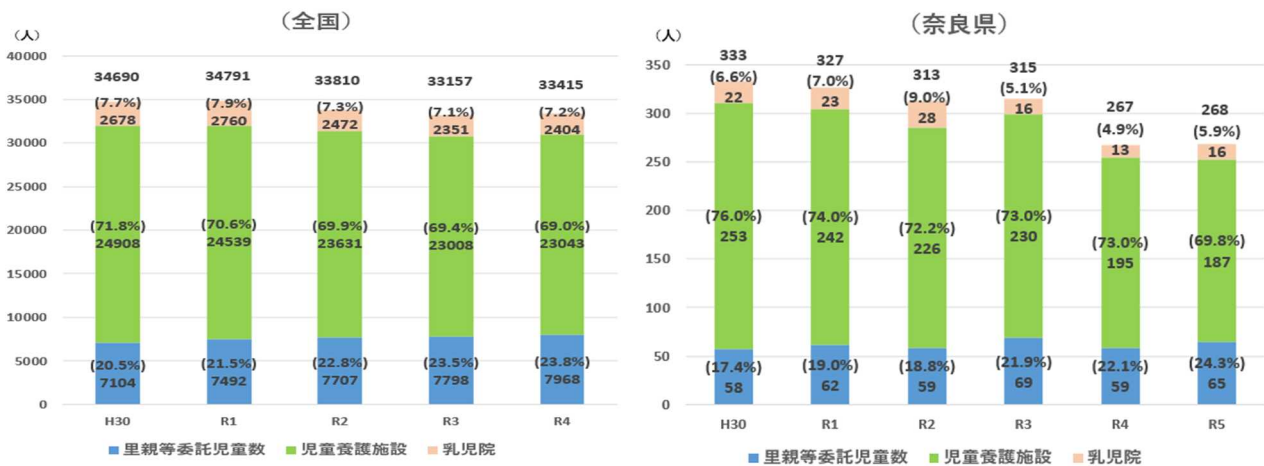
名称	定員(人) (R6.4)	設置主体	所在地
松舟ファミリーホーム	6個人		大和郡山市
ファミリーホーム CHEERFUL	6(NPO)おかえり		天理市
さわやかホーム	6(NPO)童心の会		上牧町
三成ファミリーホーム	6個人		宇陀市
ファミリーホームスマイル(※1)	6個人		奈良市
ファミリーホームここはれ	6個人		上牧町
maharo まはろ	6個人		橿原市

(注)(NPO)は、特定非営利活動法人です。

(※)奈良市所管

(2) 全国及び県内の代替養育の現状

① 代替養育の構成の推移



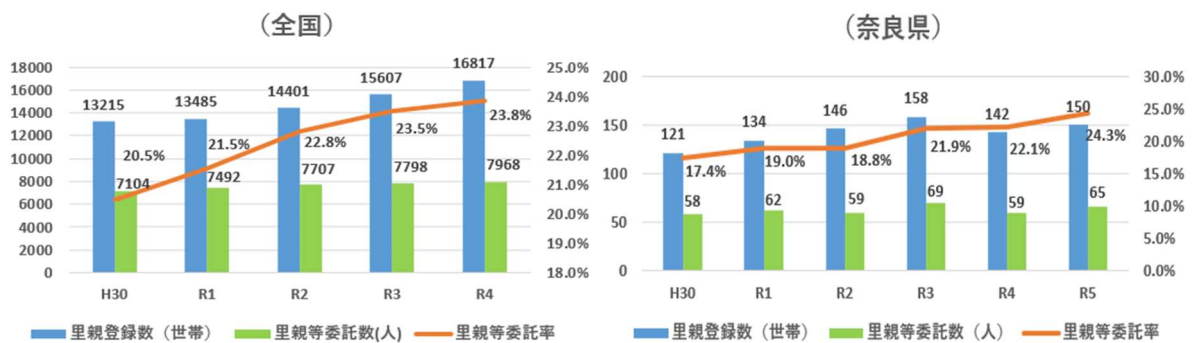
(注)厚生労働省「福祉行政報告例(各年度末時点)」より作成

「里親等」には、ファミリーホームを含みます。

<要点>

- 令和4年度の本県の児童相談所による措置のうち、77.9%が乳児院や児童養護施設への入所であり、全国平均の76.2%と比べ、1.7%上回っています。
- 本県における乳児院及び児童養護施設の入所児童数は、里親委託を優先していることから、減少傾向です。

② 里親登録数、里親等委託数及び里親等委託率の推移



(注)厚生労働省「福祉行政報告例(各年度末時点)」より作成

「里親等」には、ファミリーホームを含みます。

<要点>

- 本県の里親等委託率は、施設入所数の減少、里親等への委託数の増加により、上昇傾向にあります。
- 令和4年度の本県の里親等委託率は22.1%であり、全国平均の23.8%と比べ1.7%下回っています。

(3) こどもの自立援助の現状

① 児童自立生活援助事業所 I 型(自立援助ホーム)

自立援助ホームは、義務教育終了後、児童養護施設等を退所したこども等が共同生活する住居であり、社会的自立に向けて日常生活の援助、生活指導及び就業の支援等を行います。令和6年 12 月現在、県内で4ホームが運営されています。

名称	定員(人) (R6.12 時点)	設置主体	所在地
あらんの家(※)	6	(NPO) 青少年の自立を支える奈良の会	奈良市
春日野荘(※)	6	(有)キョウワ	奈良市
ミモザの家(※)	6	(NPO) 青少年の自立を支える奈良の会	奈良市
ミオの家	6	(有)ミオの家	大和高田市

(注)(有)は、有限会社です。

(※)奈良市所管

② 社会的養護自立支援拠点事業

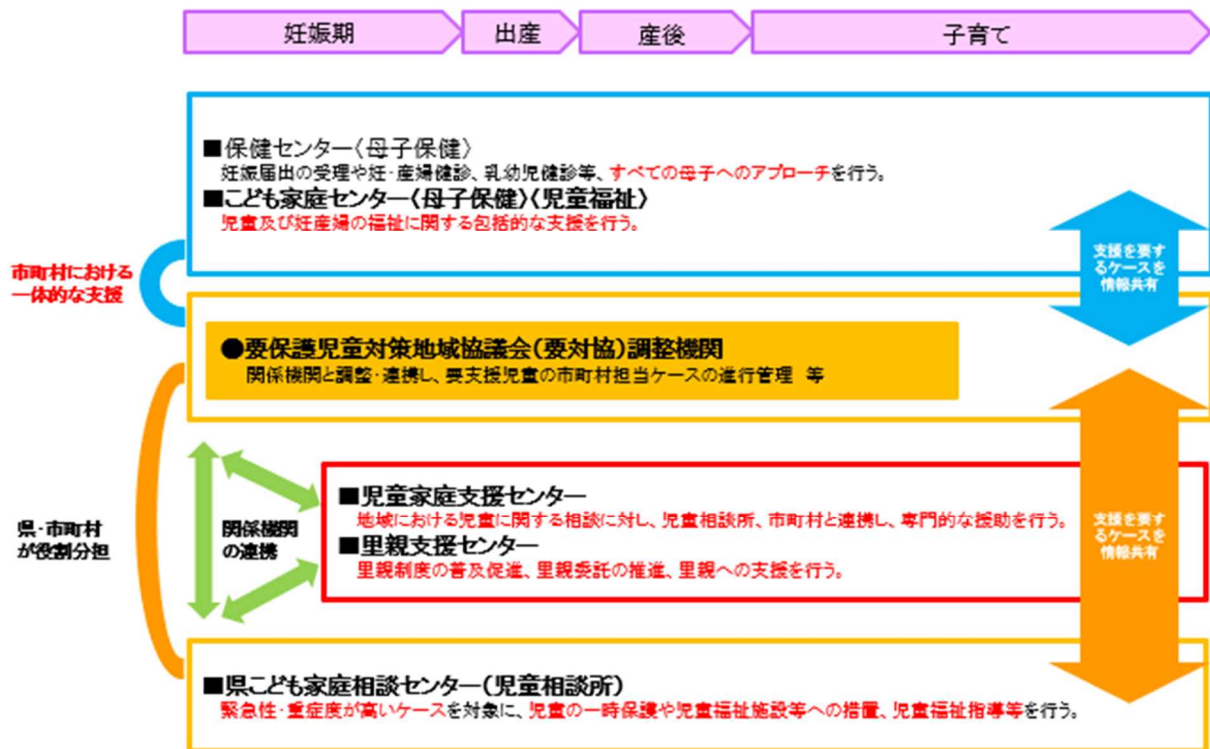
本県では、社会的養護のこどもの生活支援、就労支援等を目的として、以下の事業を実施しています。

- ・児童養護施設等退所者の相互交流の場の提供
- ・児童養護施設等退所者の生活、就労等に関する相談業務
- ・関係機関との連絡調整(福祉サービス、医療的支援、法的支援等)
- ・児童養護施設等退所者の一時的避難かつ短期間の居場所提供
- ・児童養護施設等退所者に対する「自立支援資金貸付事業」についての情報提供

「自立支援資金貸付事業」

児童養護施設等の措置解除後の自立に必要な資金を貸し付け、就職、進学後の安定した生活を支援する制度

(4) 社会的養育を支える機関等の現状



① こども家庭センター

令和4年改正児童福祉法により、市町村においては、子育て世帯包括支援センター(※1)と市町村子ども家庭総合支援拠点(※2)の機能をもち、子ども及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うこども家庭センターの設置に努めなければならないとされました。県内では、令和6年4月現在、21市町村で設置されています。

(※1)子育て世代包括支援センター

平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度における利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を持ち、「妊産婦等の支援に必要な実情の把握、妊娠・出産・育児に関する相談に応じる」、「必要な情報提供、助言や指導を行う」、「関係機関との連絡調整を行う」、「支援プランの策定を行う」といった妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を担う機関です。

(※2)市町村子ども家庭総合支援拠点

平成28年改正児童福祉法により、「市町村は、子ども及び妊産婦の福祉及び課題に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その必要な業務を適切に行わなければならない。」旨が規定され、「こども家庭支援全般」、「要支援児童及び要保護児童等への支援業務」、「関係機関との連絡調整」、「その他一時保護又措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援」を担う機関です。

② 児童家庭支援センター

平成9年の児童福祉法改正で制度化され、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けたこども及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行います。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられるとともに、平成23年4月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記されました。令和6年12月現在、県内で2箇所設置されています。

名称	設置主体	所在地
児童家庭支援センターてんり	(福)天理	天理市
児童家庭支援センターあすか	(福)飛鳥学院	桜井市

③ 里親支援センター

令和4年改正児童福祉法で児童福祉施設に位置付けられ、里親や委託児童等に対する里親支援事業(里親制度等普及促進・リクルート業務、里親研修・トレーニング等業務、里親委託推進等業務、里親訪問等支援業務、里親等委託児童自立支援業務)を包括的に実施します。令和6年12月現在、県内で1箇所設置されています。

名称	設置主体	所在地
里親センターなら	(福)天理	天理市

④ 児童相談所

児童福祉法に基づき設置されている行政機関であり、こどもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。こどもに関する家庭その他からの相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、総合的に調査、診断、判定し、それを基に援助方針を立て、助言や指導、児童福祉施設入所や里親委託等により、こども及びその家庭等を支援、援助しています。近年は児童虐待への対応が増加しているとともに、市町村支援、里親支援等、社会的養育を支える機関としての役割が一層重要になっています。

県では2箇所設置しており、中央こども家庭相談センターには一時保護所が併設されています。また、令和4年4月に奈良市が児童相談所設置市となり、奈良市に児童相談所(奈良市子どもセンター)が設置されました。

名称	管轄地域	所在地
中央こども家庭相談センター	大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、山添村、曽爾村、御杖村	奈良市
高田こども家庭相談センター	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	大和高田市

奈良市子どもセンター	奈良市	奈良市
------------	-----	-----

⑤ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき子どもを入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行います。児童福祉施設の中で唯一、親子が分離されることなく一体的な支援を実施できる施設です。令和6年12月現在、県内で3箇所設置されています。

名称	設置主体	所在地
佐保山荘(※)	(福)奈良社会福祉院	奈良市
ライフイン・郡山	(福)奈良社会福祉院	大和郡山市
ヒューマンかつらぎ	(福)葛城福祉園	御所市

(※)奈良市所管

⑥ 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境上の理由により、生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うことを目的とする児童福祉施設です。令和6年12月現在、県内で1箇所設置されています。

名称	設置主体	所在地
精華学院	奈良県	奈良市

(注)児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条の規定により、都道府県に設置義務が課されています。

⑦ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係等の環境上の理由により、社会生活への適応が困難となった子どもを、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談等の援助を行うことを目的とする施設です。令和6年4月現在、37都道府県に53箇所設置されていますが、本県は未設置です。

第3章 基本理念と基本的な施策の方向性

社会的養育の課題に対応するため、本県では以下の考え方のもとに、計画を策定、推進していきます。

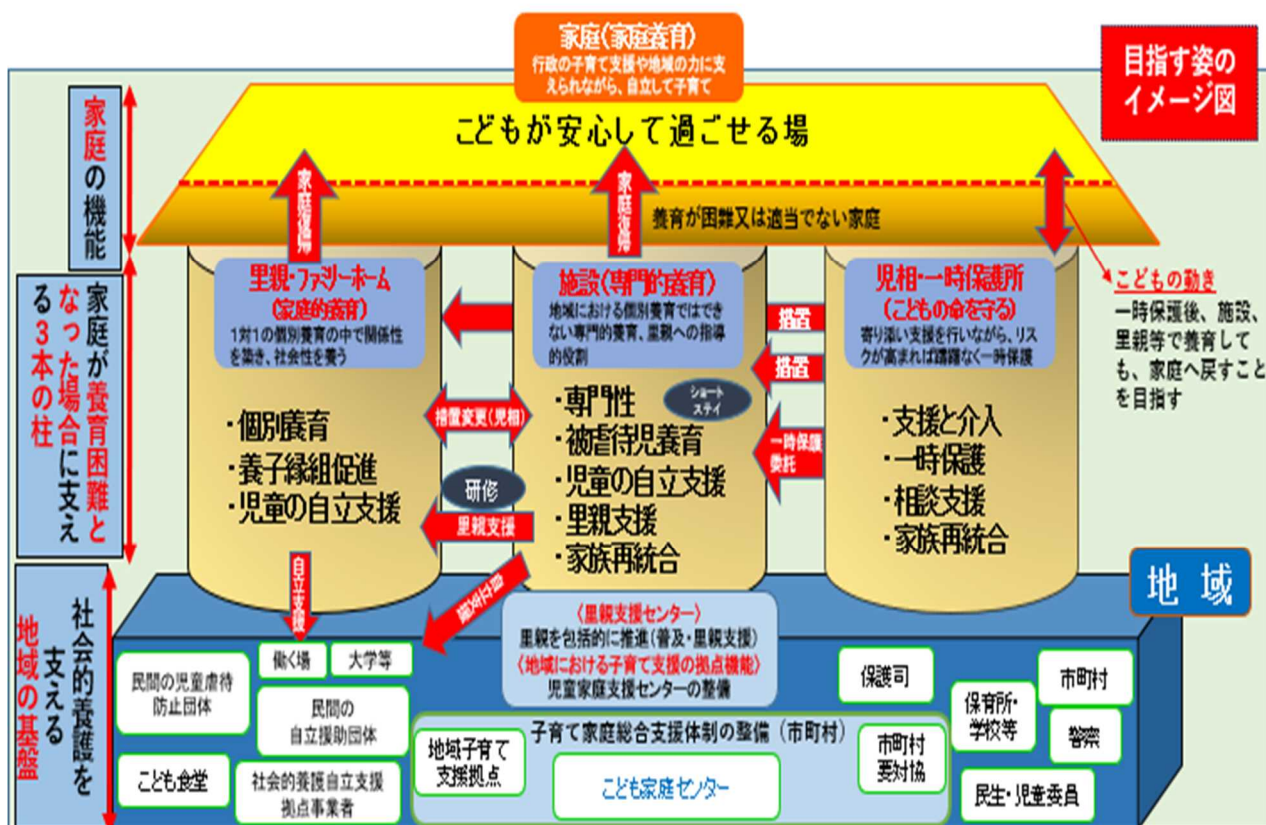
1 基本理念

すべてのこどもが、家庭での養育が困難に直面しても、家庭と地域の力により、健やかに育まれる社会を実現します。

- ・在宅養育支援の充実とともに、里親等による家庭養育を推進します。
- ・一時的に家庭養育ができなくなっても、こどもが家庭へ戻れるよう、地域がこどもと家庭を支援します。
- ・社会的養護の環境は、こどもが地域に溶け込み、地域の人に大切にされ暮らしていける、あたたかな環境を目指します。

2 基本的な施策の方向性

基本理念を実現するための施策の推進の方向性は以下のとおりです。



- こどもが安心して過ごせるよう、在宅で養育する家庭へのきめ細かな支援を行う。
- 養育が困難又は適当でない家庭(要支援・要保護家庭)に対する児童相談所(こどもの命を守る)、施設(専門的養育を実施)、里親等(家庭的養育を実施)の3本の柱による適切な介入や支援を行う。
- 社会的養護を必要とする個々のこどもにとって最善の養育環境を保障する。
- 社会的養育の基盤として、家庭とともにこどもをはぐくむ「地域」※をつくる。

※「地域」とは社会的養護を担う児童相談所、里親・施設等を支える市町村、保育所・学校等、児童家庭支援センター、NPO法人等のほか、こども食堂等の社会資源を含めた地域社会とします。

3 計画改定にあたっての課題と施策の柱

本県の現状から見える課題としては、以下の点が挙げられます。

- ・本県の里親等委託率(R5度:24.3%)が全国平均(R4度:23.8%)とほぼ同じであり、国が示す目標値(乳幼児:75%以上、学童期以降:50%以上、全体:58%)と乖離していること
- ・一時保護児童の増加に伴い、乳児院や児童養護施設等への一時保護委託の割合が増加していること(R1度 43.9%→R5度:60.0%)
- ・令和6年4月現在のこども家庭センターの設置が、39市町村中21市町村(設置率53.8%)に留まっていること

また、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4年に児童福祉法が改正され、社会的養育をとりまく環境が大きく変化しています。

以上を踏まえ、前期計画における9項目の施策の柱に新たに「家庭支援事業及び支援を必要とする妊産婦等の支援」、「障害児入所施設における支援」を加え、以下の11項目を後期計画における施策の柱とします。なお、個々の施策に対する取組内容については、第4章に記載しています。

- 当事者であるこどもの権利擁護
- 児童相談所の強化
- 市町村のこども家庭支援体制の構築
- 里親等への委託の推進
- 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築
- 施設の小規模かつ地域分散化・高機能化・多機能化・機能転換
- 一時保護改革
- 社会的養護自立支援
- 家庭支援事業及び支援を必要とする妊産婦等の支援
- 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障
- 障害児入所施設における支援

第4章 具体的な取組と評価指標

社会的養育のさらなる充実に向け、前章の基本理念及び基本的な施策の方向性に基づき、以下のとおり年齢区分別の代替養育を必要とするこども数を見込むとともに、①「親」の子育て力を高める、②「施設」の子育て力を高める、③「地域」の子育て力を高めることに重点を置き、施策の柱ごとの取組の方向、今後の取組項目、取組内容及び評価指標をまとめました。

なお、本県では社会的養育推進にあたり、「社会的養育を必要とする個々のこどもにとって一番ふさわしい選択ができるよう養育環境を整えること」を目指しています。以下において、各施策に取り組む上での基本となる計画期間中の「代替養育を必要とするこども数」を見込むとともに、施策の進捗状況を評価する指標の一つとして「里親等委託率」を算出しました。

1 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

近年のこども人口、代替養育を必要とするこどもの状況を踏まえ、今後の「乳児院」、「児童養護施設」、「里親」、「ファミリーホーム」等での代替養育を必要とするこども数の見込を算出しました。

(1) 代替養育を必要とするこども数の見込み

① 過去の代替養育数(乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム別)

(単位:人)

区分	H30 年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
乳児院	22	23	28	16	13
児童養護施設	253	242	226	230	195
里親	42	44	44	56	51
ファミリーホーム	16	18	15	13	8
計	333	327	313	315	267

(注)各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」によります。)

② 代替養育が望ましい潜在的なこども数について(一時保護児童)

代替養育が望ましい潜在的なこども数を見込むにあたり、措置に至る前の一時保護児童数の把握を行いました。そのうち、一時保護期間が長期(2ヶ月以上)に及んでいるこどもについては、代替養育が望ましい潜在的なこどもであると見込んでいます。

(単位:人)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一時保護児童数	280	327	231	354	320

(注)厚生労働省「福祉行政報告例」によります。

児童福祉法第33条第3項の規定により、一時保護の期間は原則として2ヶ月以内とされています。

上記のうち一時保護期間が2ヶ月以上の子ども数及び割合

(単位:人)

区分	R4年度	R5年度	平均値
一時保護児童数	354	320	337
うち一時保護期間が2ヶ月以上	58	51	54.5
割合	16.4%	15.9%	16.2%

③ 子ども(18歳未満)人口の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
全国(千人)	18,946	18,669	18,359	18,055	17,738	17,424
奈良県(人)	199,558	195,611	191,844	188,341	184,796	181,177

(注)全国の数値は総務省統計(各年度10月1日時点)、本県の数値は推計人口(各年度10月1日時点)

④ 子ども人口の減少を加味した代替養育数の見込み

過去の代替養育数の推移と将来の子ども人口の減少を踏まえ、本県の今後の代替養育数の見込みを算出

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
3歳未満	45	45	46	46	47
3歳～就学前	47	47	46	46	47
学童期以降	232	230	228	226	222
計	324	322	320	318	316

⑤ 子ども人口の減少を加味した一時保護児童数の見込み

過去の一時保護児童数の推移と将来の子ども人口の減少を踏まえ、本県の今後の一時保護児童数の見込みを算出

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
一時保護児童数	242	228	215	203	190

⑥ 代替養育が望ましい潜在的な子ども数の見込み

「⑤一時保護児童数の見込み」に②で求めた「一時保護期間が2ヶ月以上の子ども数の割合」を乗じて、本県の今後の代替養育が望ましい潜在的な子ども数の見込みを算出

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
今後の代替養育が望ましい潜在的な子ども数	39	37	35	33	31

⑦ 代替養育を必要とするこども数の見込み

「④こども人口の減少を加味した代替養育数の見込み」に「⑥代替養育が望ましい潜在的なこども数の見込み」を加え、今後の代替養育を必要とするこども数の見込みを算出

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
3歳未満	50	50	51	51	52
3歳～就学前	53	52	51	51	52
学童期以降	260	257	253	249	243
計	363	359	355	351	347

(2) 令和6年6月時点の各年齢区分の代替養育数、里親等委託率

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
3歳未満	4	13	17	23.5%
3歳～就学前	11	20	31	35.5%
学童期以降	53	174	227	23.3%
計	68	207	275	24.7%

(3) 都道府県社会的養育推進計画策定要領による見込み(算式1)

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
3歳未満	18	1	19	95%
3歳～就学前	24	7	31	77%
学童期以降	155	81	236	66%
計	197	89	286	69%

(注) 国が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に則り、以下のとおり、令和6年6月現在の措置児童及び一時保護児童のうち里親等委託が必要なこども数を算出(①+②+③)しました。

- ① 現に里親等に委託されているこども数
- ② 現に一時保護されているこどものうち、里親等委託が必要なこども数(2ヶ月以上一時保護されているこども数)
- ③ 現に施設入所しているこどものうち、里親等委託が必要なこども数(下記のいずれかに該当するこども数)
(乳幼児)
 - ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
 - ・児童養護施設に措置されているこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数

- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数
(学童期以降)
- ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数

(4) 都道府県社会的養育推進計画策定要領による見込み(算式2)

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
3歳未満	10	9	19	53%
3歳～就学前	31	0	31	100%
学童期以降	114	122	236	48%
計	155	131	286	54%

(注)国が示す「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に則り、令和6年6月現在の県こども家庭相談センターが把握している情報等から、里親等委託が必要なこども数を算出(①+②+③)しました。

- ①現に里親等に委託されているこども数
 - ②本来里親委託等が必要と判断されたが、「保護者の同意が得られない。」、「適当な里親が見つからない。」等の里親等委託の条件が整わず現在施設入所中のこども数(※)
 - ③一時保護中又は在宅指導中等で現に代替養育の対象となっていないが、里親等による養育を必要とする可能性が高くなっているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数
- (※)令和5年度中に措置した児童のうち、里親委託が適当と判断したものの、条件が合わずに施設入所となったこどもの割合を出し、令和6年6月時点の施設入所数にその割合を乗じて求めました。

(5) 本県の現状及び今後の里親推進等を踏まえて算出した各年齢区分の代替養育数、里親等委託率

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
3歳未満	39	13	52	75%
3歳～就学前	39	13	52	75%
学童期以降	122	121	243	50%
計	200	147	347	58%

(注)「(4)都道府県社会的養育推進計画策定要領による見込み(算式2)」と「国の目標値(乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親委託率 50%以上、全体 58%)」を比較すると、全体の里親等委託率は、国の目標値の方がわずかに高い数値になりますが、児童福祉法の家庭養育優先原則に基づき、高い数値である国の目標値を採用することとします。

(6) 計画期間中の里親等委託数及び里親等委託率

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度(最終年度)	
	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託率
3歳未満	17	22	28	33	39	75%
3歳～就学前	24	28	31	34	39	75%
学童期以降	73	87	101	113	122	50%
計	114	137	160	180	200	58%

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組

令和4年改正児童福祉法により、児童養護施設等への入所措置、一時保護の措置等及びこれらの措置中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申等により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが都道府県の業務となりました。

こどもの最善の利益の実現に向け、本県は、当事者であるこどもの権利を守るとともに、意見表明等支援事業(児童養護施設等への入所措置、一時保護の措置等及びこれらの措置中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取等により把握するとともに、意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業)の実施等により、こどもの権利擁護に関する取組を実施します。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【前期計画における目標】

児童相談所、児童養護施設等と連携したこどもの権利擁護
こどもの意見の施策等への反映

【直近の取組結果】

社会的養護の当事者であるこどもの権利擁護を図るため、県内の全児童養護施設で構成される「奈良県児童養護施設協議会」において、権利擁護を図る具体的取組を検討しています。

検討された内容等を踏まえ、県として具体的な取組を推進するため、児童養護施設職員、里親支援センター職員、こども家庭相談センター職員及びこども家庭課職員等で構成する「奈良県児童養護施設権利擁護を考える会」を毎月1回開催しています。

また、児童養護施設等への措置にあたっては、こどもの権利ノートを活用し、こどもの権利について必要な説明を行う等こどもの権利擁護に取り組んでいます。

さらに、令和6年度から、児童福祉施設、里親家庭等に意見表明等支援員を訪問させ、こどもの意見聴取を行う意見表明等支援事業を実施しています。あわせて、聴取した意見について、こどもの申立てに基づき、「奈良県社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等権利擁護審査部会」において調査審議及び関係機関へ意見具申する仕組みを整備しています。

なお、こどもの意見聴取については、意見表明等支援事業が制度化される令和6年度以前の令和5年3月から、こども家庭相談センターの嘱託弁護士を活用し、一時保護児童を対象に実施してきました。

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)達成

(要因)県と児童養護施設等の関係機関が連携しながら、こどもの権利擁護を図る取り組みを進めています。また、令和6年度から権利擁護機関の設置及び意見表明等支援事業の実施により、こどもの権利擁護に係る環境を整備しています。

(2)資源等に関する地域の現状

①社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
実施回数	年5回	年5回	年5回
受講者数	延べ 152 人	延べ 140 人	延べ 152 人

※令和 11 年度の委託里親見込み数 119 世帯の 10%(+12 人)を最終的な見込み量とします。

②意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.9 時点)	整備すべき見込量
利用可能なこどもの人数(割合)	措置児童及び一時保護児童全員(100%)	措置児童及び一時保護児童全員(100%)	措置児童及び一時保護児童全員(100%)
利用したこどもの割合	100%	23.7%	100%

※令和6年9月に奈良県こども家庭課が実施したアンケート結果によります。

③措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.9 時点)	整備すべき見込量
認知度	100%	47.5%	100%
利用度	100%	23.7%	100%
満足度	100%	64.3%	100%

※令和6年9月に奈良県こども家庭課が実施したアンケート結果によります。

④措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
措置児童及び一時保護児童を対象とした理解度に関するアンケート調査の実施	未実施	措置児童及び一時保護児童を対象とした理解度に関するアンケート調査の実施

⑤措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
措置児童及び一時保護児童を対象とした理解度に関するアンケート調査の実施	未実施	措置児童及び一時保護児童を対象とした理解度に関するアンケート調査の実施

⑥児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
こどもの権利擁護に関する専門部会の設置	奈良県社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等権利擁護審査部会を設置	継続

※本県では児童福祉審議会の代わりに、社会福祉審議会において児童福祉に関する事項を調査審議しています。

⑦社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画体制や措置児童等に関するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量
措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施	アンケート(R6.9 実施) ヒアリング(R6.10.6 実施)	措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

こどもの権利擁護に関する研修等への参加について、現在年間5回実施していますが、里親の受講が少ない状況です。里親委託を推進するためには、里親のスキルアップが必須であることから、里親の受講促進を図るため、周知及び啓発を強化します。

また、措置児童の権利擁護に関する理解度や意見表明等支援事業に対する満足度等を把握し、こどもの権利擁護を推進していくためにアンケートを実施します。

さらに、社会的養護施策策定の際には、措置児童に対しヒアリングやアンケートを行う等、こどもの意見を反映できるように取り組みます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

- ①社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施回数	5回	5回	5回	5回	5回
受講者数	144人	146人	148人	150人	152人

②意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用可能なこどもの人数(割合)	措置児童及び一時保護児童全員(100%)				

【評価指標】

評価指標		現在	R11年度
社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	実施回数	年5回 (R5年度)	年5回
	受講者数	延べ140人 (R5年度)	延べ152人
意見表明等支援事業の実施状況(利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか))	利用可能なこどもの人数(割合)	措置児童及び一時保護児童全員(100%) (R6.9時点)	措置児童及び一時保護児童全員(100%)
	うち事業を利用したこどもの割合	23.7% (R6.9時点)	100%
	事業委託状況	民間委託 (R6.12時点)	民間委託
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことがあるか、利用しやすいか)・満足度(利用してどうだったか)	認知度	47.5% (R6.9時点)	100%
	利用度	23.7% (R6.9時点)	100%
	満足度	64.3% (R6.9時点)	100%
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	理解度	未調査 (R6.12時点)	100%
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	利用可能な割合	100% (R6.12時点)	100%
	満足度	64.3% (R6.9時点)	100%

児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数	設置状況	奈良県社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等権利擁護審査部会を設置 (R6.12 時点)	奈良県社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等権利擁護審査部会を設置
	申立件数	0件 (R6.12 時点)	0件
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	実施の有無	アンケート (R6.9 実施) ヒアリング (R6.10.6 実施)	措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施

※「次期都道府県社会的養育推進計画におけるこどもの権利擁護の取組の評価のための指標等に基づく意見表明等支援事業等の評価及び検証について(令和6年5月20日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡)」において、こどもの権利擁護に関し、以下の項目を計画の指標として設定し、毎年度の進捗状況を把握するよう通知がありました。

- ①事業を利用したことのあるこどもの割合・・・利用度
- ②事業を利用することで意見を表明できたこどもの割合・・・満足度
- ③意見が大切に扱われたと感じるこどもの割合・・・満足度
- ④意見表明後の対応について説明を受けたこどもの割合・・・満足度
- ⑤意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じるこどもの割合・・・満足度
- ⑥日ごろから意見を表明できるこどもの割合・・・利用可能な割合
- ⑦日ごろから意見を大切に扱われたと感じるこどもの割合・・・満足度
- ⑧日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合・・・満足度
- ⑨事業を利用できるこどもの人数・・・利用可能なこどもの人数
- ⑩事業を利用できるこどものカバー率・・・利用可能なこどもの割合
- ⑪事業を認知しているこどもの割合・・・認知度
- ⑫事業を利用しやすいと感じるこどもの割合・・・利用度
- ⑬第三者への事業委託の有無・・・事業委託状況

3 児童相談所の強化に向けた取組

児童福祉法、児童福祉法施行令等の改正により「児童相談所の体制強化」に関する規定が盛り込まれ、児童福祉司をはじめとした職員の充実及び資質向上が求められています。

本県の児童相談所が対応した令和5年度の児童虐待相談対応件数は 1,945 件(中央こども家庭相談センター676 件、高田こども家庭相談センター741 件、奈良市子どもセンター528 件)で、過去最多件数となりました。増加する児童虐待に対応するためには、児童福祉司等の専門職を増員することから、採用活動の強化、職員の専門性向上・スキルアップに取り組むとともに、職員の指導を担うスーパーバイザーの確保・養成等に取り組めます。

また、本県においては、奈良市が令和4年4月に児童相談所設置市となり、奈良市子どもセンターが設置されたことから、奈良市との連携体制の強化を図っていきます。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【前期計画における目標】

- 児童相談所職員の確保・育成
- 児童相談所への専門職の配置

【直近の取組結果】

児童相談所職員の配置について、児童福祉法で定められている配置基準(法定配置基準)を満たすよう取り組んでいます(令和6年度時点の配置状況:法定配置基準45人に対して、児童福祉司37人・社会福祉主事8人配置)。

あわせて、令和6年度から、職員の研修受講費用について予算を確保し、職員の専門性向上・スキルアップを図っています。

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)達成

(要因)法定配置基準を満たすよう、職員確保に取り組みました。また、職員の研修受講費用について新たに予算を確保し、職員の専門性向上・スキルアップを図る体制作りができました。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 児童相談所の管轄人口

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.10 時点)	整備すべき見込量
中央管轄	50 万人以下	458,760 人	50 万人以下
高田管轄	50 万人以下	478,777 人	50 万人以下

※児童相談所の管轄人口は、児童福祉法施行令第1条の3第2号で「基本としておおむね50万人以下であること。」と規定されています。奈良市が令和4年4月に児童相談所設置市となったこと等により、中央子ども家庭相談センターの管轄人口が50万人以下になりました。

② 第三者評価を実施している児童相談所数・割合

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
2箇所(中央、高田)100%	0箇所(未実施)0%	2箇所(中央、高田)100%

※児童福祉法第12条第7項で「業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、児童相談所業務の質の向上に努めなければならない。」と規定されています。

③児童福祉司、児童心理司の配置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
法定配置基準以上	法定配置基準45人に対して、児童福祉司37人・社会福祉主事8人配置	法定配置基準以上

※法定配置基準は、管轄人口及び児童虐待相談対応件数により決まります。

④市町村支援児童福祉司の配置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
法定配置基準以上	2人(中央1人、高田1人)	法定配置基準以上

※法定配置基準は、管轄市町村数の38を30で除した数(小数点以下切り上げ)です。

⑤児童福祉司スーパーバイザーの配置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
法定配置基準以上	9人(中央4人、高田5人)	法定配置基準以上

※法定配置基準は、児童福祉司の数を6で除した数(小数点以下四捨五入)です。

⑥医師の配置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
7人(嘱託) (中央4人、高田3人)	7人(嘱託) (中央4人、高田3人)	継続

※児童福祉法第12条の3第8項で「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ1人以上含まなければならない。」と規定されています。

⑦保健師の配置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
2人(中央、高田に各1人)	1人(中央、高田兼務)	2人(中央、高田に各1人)

⑧弁護士の配置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
5人(嘱託) (中央3人、高田2人)	5人(嘱託) (中央3人、高田2人)	継続

※児童福祉法第12条第4項で「法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士に

よる助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。」と規定されています。

⑨こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量
児童福祉司任用後研修	受講必須者全員	8人(受講必須者全員) (R5年度)	受講必須者全員
こども家庭ソーシャルワーカー養成研修	各年度2人(延べ10人)	延べ0人 (R6.12時点)	各年度2人(延べ10人)

※児童福祉司任用後研修は法廷研修のため、受講必須者全員が受講できるよう体制を整備します。こども家庭ソーシャルワーカー養成研修は、各年度2人(中央1人、高田1人)ずつ受講できるよう努めます。

⑩専門職採用者数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4時点)	整備すべき見込量
法定配置基準以上	50人(児童福祉司30人、 児童心理司20人)	法定配置基準以上

※福祉職又は心理職で採用された人数

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

引き続き法定配置基準を満たすよう、職員確保に取り組むとともに、令和6年度に創設された新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得、研修の積極的な受講等により、職員のスキルアップに努めます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①第三者評価を実施している児童相談所数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施箇所数	—	2	—	—	2

※児童相談所の第三者評価の頻度は、法令で定められていませんが、児童養護施設等に準じて3年に1度の受審を目標としています。

②職員の配置数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
児童福祉司、児童心理司	法定配置基準以上				
市町村支援児童福祉司	法定配置基準以上				
児童福祉司スーパーバイザー	法定配置基準以上				

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
医師	7	7	7	7	7
うち常勤	0	0	0	0	0
非常勤(嘱託)	7	7	7	7	7

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保健師	1	1	1	1	2

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
弁護士	5	5	5	5	5
うち常勤	0	0	0	0	0
非常勤(嘱託)	5	5	5	5	5

③こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
児童福祉司任用後研修	受講必須者全員				
こども家庭ソーシャルワーカー養成研修	各年度2人(中央1人、高田1人)				

④専門職採用者数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
専門職	法定配置基準以上				

【評価指標】

評価指標		現在	R11 年度
児童相談所の管轄人口	中央管轄	458,760 人(R6.10 時点)	50 万人以下
	高田管轄	478,777 人(R6.10 時点)	50 万人以下
第三者評価を実施している児童相談所数・割合(分母:管内の全児童相談所数)		0箇所 0/2=0% (R6.12 時点)	2箇所 2/2=100%
児童福祉司、児童心理司の配置数		法定配置基準 45 人に対して、児童福祉司 37 人・社会福祉主事8人配置 (R6.4 時点)	法定配置基準以上
市町村支援児童福祉司の配置数		2人(中央、高田各1人) (R6.4 時点)	法定配置基準以上
児童福祉司スーパーバイザーの配置数		9人(中央4人、高田5人) (R6.4 時点)	法定配置基準以上
医師の配置数(常勤・非常勤)		7人(嘱託) (中央4人、高田3人) (R6.4 時点)	継続
保健師の配置数		1人(中央、高田兼務) (R6.4 時点)	2人(中央、高田に各1人)
弁護士の配置数(常勤・非常勤)		5人(嘱託) (中央3人、高田2人) (R6.4 時点)	継続
こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数	児童福祉司任用後研修	受講必須者全員 (R5年度)	受講必須者全員
	こども家庭ソーシャルワーカー養成研修	0人 (R6.12 時点)	延べ 10 人
専門職採用者数(割合)		50 人(児童福祉司 30 人、児童心理司 20 人) (50/58=86.2%) ※8人は社会福祉主事 (R6.4 時点)	全て専門職を採用 (100%)

4 市町村のこども家庭支援体制構築に向けた取組

平成 28 年改正児童福祉法では、社会的養育の充実とともに「家庭養育優先原則」が明記されました。令和4年改正児童福祉法では、こども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母

子保健)の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が、市町村の努力義務となりました。また、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が新たに市町村の家庭支援事業として法律に位置付けられました。

これらを踏まえ、本県においても、市町村のこども家庭センターの設置及び家庭支援事業等の取り組みが円滑に実施されるよう支援していきます。

○市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

市町村のこども家庭センターの設置促進を図るため、運営方法を学ぶ研修を実施しています。また、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を児童福祉司任用前講習会と併せて実施する等、市町村職員の専門性向上を図る取り組みを行います。

ヤングケアラーに対しては、調査による実態把握を行うとともに、コーディネーターを配置して関係機関と連携を行いながら早期発見・早期支援につなげていきます。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標】

市町村の相談・支援体制の強化

【直近の取組結果】

全ての市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することを目指し、39市町村中38市町村で設置されました。

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)概ね達成

(要因)未設置の1市町村においては、設置のための人員が不足していることから設置に至っていない状況です。令和6年度からはこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となりましたので、県としては引き続き、研修の実施や助言等により、設置促進を図っていきます。

(2) 資源等に関する地域の現状

①こども家庭センターの設置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
39 市町村全てに設置	21 市町村 設置率: 21/39=53.8%	39 市町村全てに設置

②子ども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
児童福祉司任用前講習会 兼要保護児童対策地域協議会調整担当者研修	年7回 受講を希望する者全員	年7回 延べ405人(受講を希望する者全員)	年7回 受講を希望する者全員
家庭訪問員養成研修	年3回 受講を希望する者全員	年3回 延べ92人(受講を希望する者全員)	年3回 受講を希望する者全員
こども家庭センター研修	年3回 受講を希望する者全員	年1回 延べ71人(受講を希望する者全員)	年3回 受講を希望する者全員

※児童福祉司任用前講習会と要保護児童対策地域協議会調整担当者研修は、カリキュラムが概ね重複していますので、合同で実施しています。

③都道府県と市町村との人事交流の実施体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
専門職の県・市町村相互派遣制度を活用し、市町村との専門職の人事交流を促進	県・市町村の合同研修による交流	専門職の県・市町村相互派遣制度を活用し、市町村との専門職の人事交流を促進

④こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.11時点)	整備すべき見込量
様式策定	39市町村	18市町村	39市町村
運用開始	39市町村	12市町村	39市町村

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

こども家庭センターの運営方法を学ぶ研修を実施し、こども家庭センターの設置を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を児童福祉司任用前講習会と併せて実施する等、市町村職員の専門性向上を図ります。

また、専門職の県・市町村相互派遣制度を活用した人事交流等を活用し、市町村における相談体制整備の支援及び市町村とこども家庭相談センターとの連携体制の強化を図ります。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①こども家庭センターの設置数

(単位:市町村)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設置数	27	30	33	36	39

②こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施回数 受講者数	児童福祉司任用前講習会兼要保護児童対策地域協議会調整担当者研修: 年7回、受講を希望する者全員 家庭訪問員養成研修:年3回、受講を希望する者全員 こども家庭センター研修:年3回、受講を希望する者全員				

【評価指標】

評価指標		現在	R11年度
こども家庭センターの設置数		21 市町村 (R6.4 時点)	39 市町村
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	児童福祉司任用前講習会兼要保護児童対策地域協議会調整担当者研修	年7回 延べ 405 人(受講を希望する者全員) (R5年度)	年7回 受講を希望する者全員
	家庭訪問員養成研修	年3回 延べ 92 人(受講を希望する者全員) (R5年度)	年3回 受講を希望する者全員
	こども家庭センター研修	年1回 延べ 71 人(受講を希望する者全員) (R5年度)	年3回 受講を希望する者全員
県と市町村との人材交流の実施状況 県・市町村の合同研修による交流		県・市町村の合同研修による交流(R5年度)	専門職の県・市町村相互派遣制度を活用し、市町村との専門職の人事交流を促進
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	様式策定	18 市町村(R6.11 時点)	39 市町村
	運用開始	12 市町村(R6.11 時点)	39 市町村

○市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

市町村に対して子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、市町村における家庭支援事業の必要な事業量や取組状況等を把握し、円滑に事業が実施できるよう、地域子ども・子育て支援事業を活用した財

政支援等を行っていきます。

(1)資源等に関する地域の現状

①市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
家庭支援事業の確保方策の達成率	100%	100%	100%

※市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により全市町村に策定が義務付けられている計画です。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、潜在ニーズを含めた量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めています。

なお、地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業は、児童福祉法第 21 条の 18 第1項の規定により家庭支援事業に位置付けられています。

②市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
里親	27 箇所	4 箇所	27 箇所
ファミリーホーム	5 箇所	2 箇所	5 箇所
児童家庭支援センター	0 箇所	0 箇所	0 箇所

※里親は、現在事業を実施している 27 市町村(奈良市を除きます。)に1箇所ずつを見込みます。

ファミリーホームは、入所のこどもが優先となることから全ホーム数の半分を見込みます。

児童家庭支援センターは、相談支援がメインであり、事業を受託できる体制ではないことから見込み数は0としました。

(2)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

市町村に対して子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、市町村における家庭支援事業の必要な事業量や取組状況等を把握し、地域子ども・子育て支援事業を活用した財政支援や情報提供等の支援を行っていきます。

特に、子育て短期支援事業(保護者の疾病等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難なこどもについて、児童養護施設や里親等に委託し、必要な保護や支援を行う事業)について、児童養護施設や乳児院の入所者が増えてきていることから、施設への委託が難しくなっています。そのため、委託先となり得る里親・ファミリーホームの名簿を作成し、市町村へ提供する等、地域資源が活用できるよう支援していきます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

(単位: %)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
家庭支援事業の確保方策の策定率	100	100	100	100	100

②市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

(単位: 箇所)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
委託先	里親	9	14	19	24	27
	ファミリーホーム	3	4	4	5	5
	児童家庭支援センター	0	0	0	0	0

【評価指標】

評価指標		現在 (R6.4時点)	R11年度
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率		100%	100%
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親	4箇所	27箇所
	ファミリーホーム	2箇所	5箇所
	児童家庭支援センター	0箇所	0箇所

○児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターは児童福祉施設であって、継続的な支援を要する在宅の要保護児童やその家族に対する指導・援助を行う等地域の身近な子育て相談機関として多岐にわたる業務を担っています。

家庭における子育てに関する問題が複雑・多様化する中で、児童家庭支援センターが果たす役割は大きく、市町村の家庭支援事業や在宅指導措置委託を積極的に受ける等、地域支援が十分にできるよう児童家庭支援センターの機能強化を図ります。

- ・地域の児童福祉に関する問題につき、家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ必要な助言を実施
- ・市町村の求めに応じ、技術的助言や必要な援助を実施
- ・児童相談所からの指導委託に応じ、こども又はその保護者の支援・指導を実施
- ・児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整
- ・訪問等によるこども及び家庭の状況把握
- ・こども及び家庭に係る援助計画の作成及びこどもや保護者等への必要な援助 等

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標設定】

児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

【直近の取組結果】

児童家庭支援センター運営事業費補助金を交付(平成22年度～)

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)未達成

(要因)児童家庭支援センターは県内に2箇所あり、市町村と連携しながら地域支援を行っていますが、全県に浸透しておらず、近隣の市町村との連携にとどまっています。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 児童家庭支援センターの設置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
2箇所	2箇所	継続

② こども家庭相談センターからの在宅指導措置委託件数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
20件(中央10件、高田10件)	1件(高田)	20件(中央10件、高田10件)

③ 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
2箇所	0箇所	2箇所

(3) 資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

児童家庭支援センターが、市町村の家庭支援事業や在宅指導措置委託を積極的に受ける等、地域支援が十分にできるよう児童家庭支援センターの周知及び活用を図ります。

【年度ごとの定量的な整備目標】

① 児童家庭支援センターの設置数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設置数	2	2	2	2	2

②子ども家庭相談センターからの在宅指導措置委託件数

(単位:件)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
委託件数	5	9	13	17	20

③市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
箇所数	0	1	1	2	2

【評価指標】

評価指標	現在	R11年度
児童家庭支援センターの設置数	2箇所 (R6.4時点)	継続
子ども家庭相談センターからの在宅指導措置委託件数と割合	1件 (1/1=100%) (R5年度)	20件 (20/20=100%)
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0箇所 (R6.4時点)	2箇所

5 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

里親及びファミリーホームで養育されることが望ましいこどもの委託を推進するため、里親の意見も踏まえた里親制度の啓発を進め、里親登録数の増、里親へのマッチングの向上に向けた取組を進めるとともに、委託後のこどもの生活の安定、こどもの背景や特性に応じた養育及び自立支援に向けたきめ細かな配慮が行えるよう、研修等を通じた里親の専門性の向上、里親家庭への訪問の充実、相談の場の確保等、里親に対する養育支援を進めます。

特に、里親支援を担う里親支援センターと連携を図り、①里親制度の普及促進及び里親のリクルート、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修・トレーニング、③子どもと里親のマッチング、④里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における自立支援等を推進していきます。

また、子ども家庭相談センターに里親養育支援児童福祉司を配置するとともに、ソーシャルワークを担う児童福祉司等の職員の増員を図り、里親支援に関する研修等を通じ、対応力の向上を図ります。

○里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて、里親等委託率(社会的養護が必要なこどものうち里親及びファミリーホームに委託されているこどもの割合)の目標を設定するとともに、目標達成のために新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数を算出しました。

これらの目標を達成するために、包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組を着実に進めていきます。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標】

里親関連業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制の構築
こども家庭相談センターの相談・支援体制の強化
里親等委託こども数: 76人(R6年度)、100人(R11年度)
里親登録数: 146世帯(R6年度)、161世帯(R11年度)
登録里親数に占めるマッチング率: 42.5%(R6年度)、50%(R11年度)
里親養育支援児童福祉司数: 2名(R11年度)

【直近の取組結果】

令和6年4月に社会福祉法人天理に里親支援センターが開設され、里親関連業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制の強化が図られました。また、こども家庭相談センターに里親養育支援児童福祉司2名(中央、高田各1名)及び里親推進員1名(中央)を配置し、相談・支援体制の強化を図っています。

里親等委託こども数: 74人(里親64人、ファミリーホーム10人)(R6.4.1)
里親登録数: 150世帯(うち、親族里親4世帯。R6.4.1)
登録里親数に占めるマッチング率: 里親委託数64 / 里親登録数150 = 42.7%(R6.4.1)
里親養育支援児童福祉司数: 2名(R6.4.1)

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)概ね達成

(要因)令和5年度から打ち合わせを重ね、令和6年4月に里親支援センターの開設に至りました。里親登録数、登録里親数に占めるマッチング率、里親養育支援児童福祉司数は目標を達成し、里親等委託こども数もほぼ目標を達成できている状況です。

(2) 資源等に関する地域の現状

里親等委託率について、本県は令和11年度に乳幼児75%、学童期以降50%の目標を掲げていますが、令和6年6月時点の里親等委託率は下表のとおりであり、より一層里親等への委託を推進していく必要があります。

令和6年6月時点の各年齢区分の代替養育数、里親等委託率(再掲:P19)

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
0歳～3歳未満	4	13	17	23.5%
3歳～就学前	11	20	31	35.5%
学童期以降	53	174	227	23.3%
計	68	207	275	24.7%

①3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率

【里親等委託率】

社会的養護が必要なこどものうち、里親及びファミリーホームに委託されているこどもの割合

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.6 時点)	整備すべき見込量
3歳未満	75%	23.5%	75%
3歳～就学前	75%	35.5%	75%
学童期以降	50%	23.3%	50%

【里親等登録率】

社会的養護が必要なこどものうち、里親及びファミリーホームで養育を受けられるこども数の割合

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.6 時点)	整備すべき見込量
115.3% = (257 世帯 × 1.3 人 + 11 施設 × 6 人) / (147 人 + 200 人)	83.5% = (149 世帯 × 1.3 人 + 6 施設 × 6 人) / (207 人 + 68 人)	115.3% = (257 世帯 × 1.3 人 + 11 施設 × 6 人) / (147 人 + 200 人)

※登録率計算式

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

【里親等稼働率】

里親及びファミリーホームで養育を受けられるこども数に対して、実際に里親及びファミリーホームで受け入れているこども数の割合

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.6 時点)	整備すべき見込量
50% = (200 人) / (257 世帯 × 1.3 人 + 11 施設 × 6 人)	29.6% = (68 人) / (149 世帯 × 1.3 人 + 6 施設 × 6 人)	50% = (200 人) / (257 世帯 × 1.3 人 + 11 施設 × 6 人)

※稼働率計算式

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

②養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの登録数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.6 時点)	整備すべき見込量
養育里親	211 世帯	118 世帯	211 世帯
専門里親	20 世帯	10 世帯	20 世帯
養子縁組里親	109 世帯	61 世帯	109 世帯
合計	257 世帯	149 世帯	257 世帯

※専門里親は養育里親を兼ねています。また、養育里親と養子縁組里親を兼ねている場合がありますので合計と一致しません。

③ファミリーホーム数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.6 時点)	整備すべき見込量
11 箇所	6箇所	11 箇所

④里親登録に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
年6回(奇数月)開催	年6回(奇数月)開催	継続

※本県では児童福祉審議会の代わりに、社会福祉審議会において児童福祉に関する事項を調査審議しています。

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

里親等委託率等について、令和 11 年度に乳幼児 75%、学童期以降 50%の目標が達成できるよう、広報・啓発強化による里親登録数増加及び研修による里親のスキルアップに取り組みます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率

【里親等委託率】(再掲:P21)

(単位:人)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度(最終年度)	
	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託率
0歳～3歳未満	17	22	28	33	39	75%
3歳～就学前	24	28	31	34	39	75%
学童期以降	73	87	101	113	122	50%
計	114	137	160	180	200	58%

【里親等登録率】

(単位:%)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
登録率	89	95	101	107	115.3

【里親等稼働率】

(単位:%)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
稼働率	34	38	42	46	50

②養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの登録数、新規登録数

(単位:世帯)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
養育里親	136(新規18)	154(新規18)	172(新規18)	190(新規18)	211(新規21)
専門里親	12(新規2)	14(新規2)	16(新規2)	18(新規2)	20(新規2)
養子縁組里親	70(新規9)	79(新規9)	88(新規9)	97(新規9)	109(新規12)
計	170(新規21)	191(新規21)	212(新規21)	233(新規21)	257(新規24)

③ファミリーホーム数

(単位:ホーム)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ファミリーホーム数	7	8	9	10	11

④里親登録に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
開催件数	年6回(奇数月)開催				

【評価指標】

評価指標		現在	R11年度
3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	里親等委託率	23.5%	75%
	3歳未満	(R6.6時点)	
	3歳～就学前	35.5%	75%
		(R6.6時点)	
	学童期以降	23.3%	50%
	(R6.6時点)		
	登録率	83.5%	115.3%
		(R6.6時点)	
	稼働率	29.6%	50%
		(R6.6時点)	
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、委託里親数、委託子ども数※	養育里親	118世帯	211世帯(新規:93世帯)
		(R6.6時点)	
	専門里親	10世帯	20世帯(新規:10世帯)
		(R6.6時点)	

	養子縁組里親	61 世帯 (R6.6 時点)	109 世帯(新規:48 世帯)
	合計	149 世帯 (R6.6 時点)	257 世帯(新規:108 世帯)
	委託里親数	43 世帯 (R6.6 時点)	119 世帯
	委託子ども数	55 人 (R6.6 時点)	156 人
ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託子ども数※	ファミリーホーム数	6ホーム (R6.6 時点)	11 ホーム(新規:5ホーム)
	委託子ども数	13 人 (R6.6 時点)	44 人
里親登録に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)		28.9%(43 世帯/149 世帯) (R6.6 時点)	46.3%(119 世帯/257 世帯)
里親登録に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		年6回(奇数月)開催 (R5年度)	継続

※養育里親、専門里親、養子縁組里親、ファミリーホームそれぞれの委託世帯(ホーム)数、委託子ども数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
養育里親	35 世帯 45 人	43 世帯 55 人	50 世帯 64 人	55 世帯 71 人	60 世帯 77 人
専門里親	12 世帯 24 人	14 世帯 28 人	16 世帯 32 人	18 世帯 36 人	20 世帯 40 人
養子縁組里親	17 世帯 17 人	22 世帯 22 人	28 世帯 28 人	33 世帯 33 人	39 世帯 39 人
ファミリーホーム	7ホーム 28 人	8ホーム 32 人	9ホーム 36 人	10ホーム 40 人	11ホーム 44 人
計	64 世帯、7ホーム 114 人	79 世帯、8ホーム 137 人	94 世帯、9ホーム 160 人	106 世帯、10ホーム 180 人	119 世帯、11ホーム 200 人

※専門里親は、1世帯上限の2人を委託すると見込みます。

養子縁組里親は、3歳未満の子どもを全て委託すると見込みます。

養育里親は、現在の1世帯当たりの委託子ども数 1.3 人(55 人/43 世帯)から見込みます。

ファミリーホームは1ホーム(6人定員)あたり4人を委託すると見込みます。

○里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

家庭的養育推進のため、里親支援を担う里親支援センターと連携を図り、①里親制度の普及促進及び里親のリクルート、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修・トレーニング、③子どもと里親のマッチング、④里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における自立支援等を推進していきます。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標設定】

里親関連業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制の構築
 児童相談所の相談・支援体制の強化

【直近の取組結果】

平成30年度～令和5年度までは、里親関連業務(フォスタリング業務)を委託していました。令和6年4月1日に、里親支援センターが開設されたことから、現在は里親支援センターにおいて里親関連業務を包括的に実施しています。また、児童家庭支援センターにおいても里親等への支援を実施しています。

あわせて、こども家庭相談センターに里親養育支援児童福祉司2名(中央、高田各1名)及び里親推進員1名(中央)を配置し、相談・支援体制の強化を図っています。

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)達成

(要因)里親支援センターの開設、児童家庭支援センターにおける支援及びこども家庭相談センターへの里親養育支援児童福祉司等の配置により、里親支援体制の整備と強化を行いました。

(2)資源等に関する地域の現状

①里親支援センターの設置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
1箇所	1箇所	継続

②民間フォスタリング機関の設置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
2箇所(児童家庭支援センターあすか、てんり)	2箇所(児童家庭支援センターあすか、てんり)	継続

③こども家庭相談センターにおける里親等支援体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
里親養育支援児童福祉司2名、里親推進員1名配置	里親養育支援児童福祉司2名、里親推進員1名配置	継続

④基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
研修	年4回	年2回	年4回
受講者	28人(14世帯)	2人(1世帯)	28人(14世帯)

※令和11年度の里親登録見込み数が257世帯で、そのうち委託世帯数を119世帯、未委託世帯数を138

世帯と見込んでいます。未委託里親のスキルアップが重要ですが、必須研修以外の研修受講率は低い状態です。受講者数は未委託里親の10%である28人(14世帯)を見込みます。

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

里親登録時の必須研修として基礎・登録前研修(座学3日、施設実習2日)がありますが、その後の必須研修は5年後の更新研修(座学1日、未委託里親は施設実習1日)のみで、スキルアップの機会が少ない状況です。そのため、里親支援センターと連携しながら、里親トレーニング研修の充実及び受講者数の増加に取り組めます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①里親支援センターの設置数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設置数	1	1	1	1	1

②基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
研修の実施回数	研修	2回	3回	3回	4回	4回
受講者数	受講者	6人 (3世帯)	12人 (6世帯)	18人 (9世帯)	24人 (12世帯)	28人 (14世帯)

【評価指標】

評価指標		現在	R11年度
里親支援センターの設置数		1箇所(R6.4時点)	継続
民間への委託数		0箇所(R6.4時点)	継続
民間フォostリング機関の設置数		2箇所(児童家庭支援センターあすか、てんり)(R6.4時点)	継続
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	研修	年2回(R5年度)	年4回
	受講者	2人(1世帯)(R5年度)	28人(14世帯)

6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

平成28年改正児童福祉法により、こども家庭相談センターの業務として特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が新たに位置付けられました。社会的養護を必要とするこどもに対して、永続的で安定した養育環境を提供するパーマネンシー保障のため、特別養子縁組は有効な選択肢の1つです。

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、まずは家庭に対す

る支援を最大限に行って家庭復帰を目指します。家庭復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討していきます。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標】

- 児童相談所の相談及び支援体制の強化
- 民間のあっせん機関との連携のあり方の検討

【直近の取組結果】

児童福祉司は令和6年4月時点で37人配置しており、令和元年度と比較して、6人増員しています。

養子縁組民間あっせん機関との連携については、特定非営利活動法人に対して養子縁組あっせん事業の許可を行うとともに、令和3年度まで運営費の補助を実施しました。令和4年度に奈良市に移管されましたが、引き続き連携を行っています。また、別の特定非営利活動法人に対して養子縁組あっせん事業の許可を行うとともに、令和5年度まで運営費の補助を実施しました。

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況) 達成

(要因) 児童福祉司を増員し、児童相談所の相談及び支援体制の強化を進めてきました。また、養子縁組民間あっせん機関とも引き続き連携しながら、特別養子縁組の推進を図っていきます。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 子ども家庭相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12時点)	整備すべき見込量
R2年度～R11年度までの累計成立件数: 26件	R2年度～R5年度までの累計成立件数: 7件 R6年度見込: 3件	R2年度～R11年度までの累計成立件数: 26件

※前期計画の目標を踏襲しています。

② 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12時点)	整備すべき見込量
R2年度～R11年度までの累計成立件数: 6件	R2年度～R5年度までの累計成立件数: 3件 R6年度見込: 0件	R2年度～R11年度までの累計成立件数: 6件

※民間あっせん機関と引き続き連携をしていきますが、件数は行政がコントロールできませんので現在と同程度の件数を見込みます。

③ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る子ども家庭相談センタ

一 所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
整備済(個別のケースに応じて申立を実施)	整備済(個別のケースに応じて申立を実施)	継続

④ 里親支援センターやフォスターリング機関(こども家庭相談センターを含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
整備済(各施設、こども家庭相談センター、養子縁組あっせん機関等で相談支援を実施)	整備済(各施設、こども家庭相談センター、養子縁組あっせん機関等で相談支援を実施)	継続

⑤ 特別養子縁組等に関する研修を受講したこども家庭相談センター職員数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
4人(中央2人、高田2人)	1人(中央)	4人(中央2人、高田2人)

※各センター里親担当数(中央2人、高田2人)

(3) 資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

パーマネンシー保障のため、特別養子縁組が必要なこどもに対しては、こども家庭相談センター及び養子縁組民間あっせん機関等を通じて、特別養子縁組を推進していきます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

① こども家庭相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数

(単位:件)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
成立件数	3	3	3	3	4

② 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

(単位:件)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
成立件数		1		1	1

③特別養子縁組等に関する研修を受講したこども家庭相談センター職員数

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
受講者数	2	3	4	4	4

【評価指標】

評価指標	現在 (R6.12時点)	R11年度
こども家庭相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数	R2年度～R5年度までの 累計成立件数:7件 R6年度見込:3件	R2年度～R11年度まで の累計成立件数:26件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	R2年度～R5年度までの 累計成立件数:3件 R6年度見込:0件	R2年度～R11年度まで の累計成立件数:6件
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係るこども家庭相談センター所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済(個別のケースに 応じて申立を実施)	継続
里親支援センターやフォスターリング機関(こども家庭相談センターを含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	R6年度見込件数:2件	R2年度～R11年度まで の累計件数:26件
特別養子縁組等に関する研修を受講したこども家庭相談センター職員数	1人(中央)	4人(中央2人、高田2人)
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	有	継続

※現在、奈良県が所管する民間あっせん機関がないため、支援は実施していませんが、奈良市が所管する民間あっせん機関と連携していきます。

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

乳児院及び児童養護施設では児童指導員、保育士、心理療法担当職員、社会福祉士等を配置し、専門性の高い養育を実施するとともに、施設退所後の自立支援、保護者への相談支援等にも取り組んでおり、社会的養育の推進にあたり重要な役割を果たしています。

今後の施設のあり方を検討するにあたり、こども人口の将来推計、里親等への委託の見込みを踏まえ、施設での養育が必要なこども数を見込みます。その上で緊急に代替養育や一時保護が必要となったこどもを確実に受け入れられるよう十分な受け皿の確保に配慮しつつ、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進及びそれに伴う職員の育成について、各施設の計画等のヒアリング、協議を行い、必要な支援を進めます。

また、できる限り良好な家庭的養育環境を整備するとともに、特にこどもの背景や特性に応じた養育及び自立支援に向けたきめ細かな配慮を行ってきた実績をもとに、里親に対する養育支援においても連携を図り

ます。

なお、児童自立支援施設については国の動向を踏まえ、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応等を検討していくとともに、児童心理治療施設の設置に向けた検討を進めていきます。

○施設で養育が必要なこども数の見込み

「(1)代替養育を必要とするこども数の見込み」から「(2)計画期間中の里親等委託数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出しました。

(1)代替養育を必要とするこども数の見込み(再掲:P19)

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳～3歳未満	50	50	51	51	52
3歳～就学前	53	52	51	51	52
学童期以降	260	257	253	249	243
計	363	359	355	351	347

(2)計画期間中の里親等委託数及び里親等委託率(再掲:P21)

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度(最終年度)	
	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託率
0歳～3歳未満	17	22	28	33	39	75%
3歳～就学前	24	28	31	34	39	75%
学童期以降	73	87	101	113	122	50%
計	114	137	160	180	200	58%

(3)施設で養育が必要なこども数の見込み…(1)－(2)

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳～3歳未満	33	28	23	18	13
3歳～就学前	29	24	20	17	13
学童期以降	187	170	152	136	121
計	249	222	195	171	147
全体委託率	69%	62%	55%	49%	42%

○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が進むよう、各施設の状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、実情を把握し、適切な助言や支援を行います。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標設定】

乳児院、児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援

乳児院、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換への支援

【直近の取組結果】

地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの設置数

	種別	R1年度	R6年度	増減
地域小規模児童養護施設数	児童養護施設 (全6施設)	5箇所 (3施設)	5箇所 (3施設)	—
小規模グループケア数	乳児院 (全2施設)	1箇所 (1施設)	1箇所 (1施設)	—
	児童養護施設 (全6施設)	11箇所 (4施設)	10箇所 (4施設)	▲1箇所

一時保護専用施設の設置数

	種別	R1年度	R6年度	増減
一時保護専用施設数	乳児院 (全2施設)	0箇所	1箇所 (1施設)	1箇所 (1施設)
	児童養護施設 (全6施設)	1箇所 (1施設)	1箇所 (1施設)	—

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)未達成

(要因)施設における小規模かつ地域分散化は一定行われていますが、施設ごとの取り組み状況に差があります。また、小規模化により施設定員の変更や職員の増員も必要になることから、施設の体制整備もあわせて実施していく必要があります。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 小規模かつ地域分散化した施設数、入所子ども数

資源の必要量	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4時点)	整備すべき見込量
地域小規模児童養護施設数	8箇所(各児童養護施設最低1箇所)、40人	5箇所(3施設)、24人	8箇所(各児童養護施設最低1箇所)、40人
小規模グループケア数	14箇所(各施設最低1箇所)、70人	11箇所(5施設)、66人	14箇所(各施設最低1箇所)、70人

※小規模施設の定員は、4人以上6人以下のため、入所子ども数は中間の5人で見込みます。

②養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
家庭支援専門相談員	5施設6人	6施設7人(各児童養護施設最低1人)
心理療法担当職員	6施設9人	8施設 11人(各施設最低1人)
自立支援担当職員	2施設2人	6施設6人(各児童養護施設最低1人)
医療的ケアを担当する職員	2施設2人	6施設6人(各児童養護施設最低1人)

③養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
親子支援事業	8施設	0施設	8施設
家族療法事業	8施設	0施設	8施設

※児童福祉施設における施設機能強化推進費の特別事業(措置費の加算対象事業)

【親子支援事業】

市町村、児童相談所等と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う事業

【家族療法事業】

児童相談所や施設に相談があった在宅のひきこもりの子ども等とその家族に対して、治療計画を立て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行う事業

④一時保護専用施設の整備施設数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
4箇所(児童養護施設2箇所、 乳児院2箇所)	2箇所(児童養護施設1箇所、 乳児院1箇所)	4箇所(児童養護施設2箇所、 乳児院2箇所)

⑤児童家庭支援センターの設置施設数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
2箇所	2箇所	継続

⑥里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
1箇所	1箇所	継続

⑦妊産婦等生活援助事業の実施設数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
1箇所	0箇所	1箇所

⑧市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
子育て短期支援事業	8箇所	8箇所	全施設で実施済
一時預かり事業	0箇所	0箇所	こども園や保育所で実施するため特にニーズなし
養育支援訪問事業	0箇所	0箇所	自前で実施している市町村が多く、特にニーズなし
子育て世帯訪問支援事業	0箇所	0箇所	自前で実施している市町村が多く、特にニーズなし
児童育成支援拠点事業	2箇所	1箇所	児童養護施設での受託実績があるため、プラスで1箇所を見込む
親子関係形成支援事業	0箇所	0箇所	自前で実施している市町村が多く、特にニーズなし

※令和4年改正児童福祉法により、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業が家庭支援事業に位置付けられました。

【子育て短期支援事業】

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設や里親等に委託し、当該こどもにつき必要な保護その他の支援(保護者の心身の状況、こどもの養育環境その他の状況を勘案し、こどもと共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合は、当該保護者への支援を含む。)を行う事業

【一時預かり事業】

以下に該当する者について、主として昼間において、保育所、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

- ①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児
- ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児

【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこどもや保護者に監護させることが不相当であると認められるこども及びその保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

【子育て世帯訪問支援事業】

要支援児童の保護者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

【児童育成支援拠点事業】

養育環境等に関する課題を抱えることにもついて、当該子どもに生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該子どもの保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

【親子関係形成支援事業】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、子ども及びその保護者に対し、当該子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

施設の小規模化・多機能化に向けて、各施設の状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、実情を把握し、適切な助言や支援を行います。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域小規模児童養護施設数、入所児童数	5箇所 27人	6箇所 30人	7箇所 33人	8箇所 36人	8箇所 40人
小規模グループケア数、入所児童数	11箇所 55人	12箇所 60人	13箇所 65人	14箇所 70人	14箇所 70人

②養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
家庭支援専門相談員	5施設6人	6施設7人	6施設7人	6施設7人	6施設7人
心理療法担当職員	6施設9人	7施設10人	8施設11人	8施設11人	8施設11人
自立支援担当職員	2施設2人	3施設3人	4施設4人	5施設5人	6施設6人
医療的ケアを担当する職員	2施設2人	3施設3人	4施設4人	5施設5人	6施設6人

③養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
親子支援事業	0	2	4	6	8
家族療法事業	0	2	4	6	8

④一時保護専用施設の整備施設数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
整備施設数	2	2	3	3	4

⑤児童家庭支援センターの設置施設数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設置施設数	2	2	2	2	2

⑥里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施施設数	1	1	1	1	1

⑦妊産婦等生活援助事業の実施施設数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施施設数	0	1	1	1	1

⑧市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
子育て短期支援事業	8	8	8	8	8
一時預かり事業	0	0	0	0	0
養育支援訪問事業	0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業	1	1	1	1	2
親子関係形成支援事業	0	0	0	0	0

【評価指標】

評価指標		現在 (R6.4時点)	R11年度
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	地域小規模児童養護施設数	5箇所(3施設)、24人	8箇所(6施設)、40人
	小規模グループケア数	11箇所(5施設)、66人	14箇所(3施設)、70人
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門)	家庭支援専門相談員	5施設6人	6施設7人
	心理療法担当職員	6施設9人	8施設11人

相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数	自立支援担当職員	2施設2人	6施設6人
	医療的ケアを担当する職員	2施設2人	6施設6人
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	親子支援事業	0施設	8施設
	家族療法事業	0施設	8施設
一時保護専用施設の整備施設数		2箇所(児童養護施設1箇所、乳児院1箇所)	4箇所(児童養護施設2箇所、乳児院2箇所)
児童家庭支援センターの設置施設数		2箇所	継続
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数		1箇所	継続
妊産婦等生活援助事業の実施施設数		0箇所	1箇所
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)	子育て短期支援事業	8箇所	8箇所
	一時預かり事業	0箇所	0箇所
	養育支援訪問事業	0箇所	0箇所
	子育て世帯訪問支援事業	0箇所	0箇所
	児童育成支援拠点事業	1箇所	2箇所
	親子関係形成支援事業	0箇所	0箇所

8 一時保護改革に向けた取組

令和4年改正児童福祉法に基づき、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」が策定されました。本県においても、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定するとともに、こどもの権利擁護を図るため、条例及びガイドラインの基準に沿った一時保護の実施に努めます。

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標設定】

- 一時保護における良好な生活環境の提供及び専門性の向上
- 一時保護におけるこどもの権利擁護
- 一時保護の質の評価と改善

【直近の取組結果】

令和5年度に、中央こども家庭相談センター一時保護所の第三者評価を実施しました。評価結果を踏まえて、こどもの権利擁護を図るため、一時保護所の質の向上に取り組んでいるところです。

また、児童養護施設や乳児院における一時保護専用施設の設置（児童養護施設1箇所、乳児院1箇所）を進め、一時保護の受け皿が増えるように取り組んでいます。

【達成・未達成（見込み）とその要因】

（目標達成状況）未達成

（要因）近年、一時保護児童数が増加しており、中央こども家庭相談センター一時保護所では、全ての一時保護の受入ができない状況となっています。そのため、児童養護施設や乳児院等に一時保護を委託していますが、入所定員や入所児童との兼ね合いから、受け入れ先の選定に時間を要しています。

このため、児童養護施設や乳児院に付置する一時保護専用施設の設置を推進し、児童養護施設、乳児院にそれぞれ1箇所整備されましたが、一時保護児童数の増加に追いついていない状況です。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 一時保護施設の定員数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
50 人	20 人	50 人

※中央こども家庭相談センター一時保護所の定員は 20 人ですが、居室の数は9つのため、実質的な入所人数は約 10 人となっています。

なお、令和6年度上半期の一時保護委託児童数が1日平均で 26.6 人であること及びこどもの性別や年齢等との兼ね合いから入所率 100%の運用は困難なことを踏まえ、必要な定員数はプラス 30 人としています。

② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
一時保護専用施設	4 箇所	2 箇所	4 箇所
里親	0 箇所	0 箇所	0 箇所
ファミリーホーム	11 箇所	6 箇所	11 箇所
児童福祉施設	8 箇所	8 箇所	8 箇所

※里親は、安全確保の観点及び入所措置を優先していることから、一時保護の受け皿としては想定していません。

③ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
年 12 回(月1回)、各回 10 人	年 12 回(月1回)、各回 10 人	年 12 回(月1回)、各回 10 人

④ 第三者評価を実施している一時保護施設数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量

2箇所(中央、高田)	1箇所(中央)	2箇所(中央、高田)
------------	---------	------------

※将来的に、高田こども家庭相談センターへの一時保護所併設も検討していることから、必要量は2箇所としています。

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

近年一時保護児童数が増加しており、中央こども家庭相談センター一時保護所では、全ての一時保護の受入ができない状況となっていますので、高田こども家庭相談センターの一時保護所併設や児童養護施設及び乳児院における一時保護専用施設の整備を図っていきます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①一時保護施設の定員数

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
定員数	20	20	20	20	50

②一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
一時保護専用施設	2	3	3	3	4
里親	0	0	0	0	0
ファミリーホーム	7	8	9	10	11
児童福祉施設	8	8	8	8	8

③一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施回数	年12回(月1回)	年12回(月1回)	年12回(月1回)	年12回(月1回)	年12回(月1回)
受講者数	各回10人	各回10人	各回10人	各回10人	各回10人

④第三者評価を実施している一時保護施設数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
一時保護施設数	1	1	1	1	2

【評価指標】

評価指標		現在	R11年度
一時保護施設の定員数		20人(R6.4時点)	50人
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリー	一時保護専用施設 里親	2箇所(R6.4時点) 0箇所(R6.4時点)	4箇所 0箇所

ホーム、児童福祉施設等の確保数	ファミリーホーム 児童福祉施設	6箇所(R6.4時点) 8箇所(R6.4時点)	11箇所 8箇所
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数		年12回(月1回) 各回10人 (R5年度)	年12回(月1回) 各回10人
第三者評価を実施している一時保護施設数・割合(分母:管内の全一時保護施設数)		1箇所(1/1=100%) (R6.4時点)	2箇所(2/2=100%)
一時保護施設の平均入所日数		38.4日(延べ4,151日/ 108人) (R5年度)	2ヶ月以内
一時保護施設の平均入所率		56.9%(延べ4,151日/ 20人(定員)×365日) (R5年度)	100%以下

※一時保護施設の平均入所日数について、児童福祉法第33条第3項で、「一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。」と規定されていることから、2ヶ月以内を目標とします。

9 社会的養護自立支援に向けた取組

令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立の為に必要な援助を行うことが県の業務として位置付けられました。

また、社会的養護経験者等の支援を行う児童自立生活援助事業(共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う事業)ができるのは自立援助ホームのみでしたが、児童養護施設や里親家庭等においても事業が実施できるようになりました。さらに、事業対象者の年齢上限(満22歳に達する日の属する年度末)が撤廃され、個々の状況や本人の意向を踏まえた支援が可能となりました。

さらに、社会的養護自立支援拠点事業(社会的養護経験者等が相互交流できる場所を開設し、情報提供や相談及び関係機関との連絡調整等を行う事業)が新たに創設されたことから、これらの事業を実施しながら、社会的養護経験者等の自立支援を推進していきます。

○自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

(自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み)

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
人数	9	13	17	16	15

※計画期間内に18歳を迎える者及び各年度の措置延長者を勘案した上で見込んでいます。

(自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握)

令和3年度から立ち上げた自立支援コーディネーター会議(社会的養護自立支援拠点事業者、自立援助ホーム、児童養護施設、里親支援センター、県等の関係者が参加)において、社会的養護経験者の自立支

援を推進するため、実情把握や関係機関との連携を実施します。

○社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標設定】

将来の自立支援

施設退所者等の居場所づくり

退所(措置解除)後の支援

【直近の取組結果】

平成 27 年度から令和5年度まで、こどもの自立サポート事業を委託し、社会的養護経験者の自立支援(相互交流の場の提供、生活・就労等に関する情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整等)を実施してきました。令和6年度からは、NPO法人おかえりが社会的養護自立支援拠点事業所を設立し、上記の支援に「コーディネーターによる支援計画の策定」、「一時的避難かつ短期間の居場所提供」を加えて自立支援を実施しています。

児童自立生活援助事業Ⅰ型(自立援助ホーム)は、令和4年度に奈良市が児童相談所設置市となったことにより、奈良市内の3施設が奈良市に移管されましたが、引き続き連携を図っています。また、令和6年9月に1施設が大和高田市に新設されました。

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)達成

(要因)社会的養護経験者の自立支援は、社会的養護自立支援拠点事業所や児童自立生活援助事業Ⅰ型(自立援助ホーム)だけではなく、児童養護施設においては自立支援担当職員や児童自立生活援助事業Ⅱ型による支援、里親やファミリーホームにおいては里親支援センターによる支援や児童自立生活援助事業Ⅲ型による支援を実施しています。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
Ⅰ型	3箇所(9人)	1箇所(2人)	3箇所(9人)
Ⅱ型	6箇所(6人)	1箇所(2人)	6箇所(6人)
Ⅲ型	必要なケース全て	2箇所(2人)	必要なケース全て

※Ⅰ型:自立援助ホームで自立支援を実施

Ⅱ型:児童養護施設等で自立支援を実施

Ⅲ型:里親やファミリーホームを行う住居で自立支援を実施

※Ⅰ型は、本県所管が1箇所、直近の入所者は少ないですが、今後の見込み数も踏まえ、3箇所での実施(各施設3人)を見込みます。なお、必要に応じて奈良市所管の3施設とも連携していきます。

※Ⅱ型は、全ての児童養護施設での実施(各施設1人)を見込みます。

※Ⅲ型は、必要なケース全てで実施することを見込みます。

②社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
1箇所	1箇所	継続

③社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12 時点)	整備すべき見込量
自立支援コーディネーター会 議を月1回開催	自立支援コーディネーター会 議を月1回開催	継続

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

社会的養護自立支援拠点事業所、自立援助ホーム、児童養護施設、里親支援センター、こども家庭相談センター等の関係者が連携し、社会的養護経験者の自立支援を推進していきます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
Ⅰ型	1箇所(2人)	2箇所(4人)	2箇所(6人)	3箇所(8人)	3箇所(9人)
Ⅱ型	1箇所(2人)	2箇所(2人)	3箇所(3人)	4箇所(4人)	6箇所(6人)
Ⅲ型	2箇所(2人)	必要なケース 全て	必要なケース 全て	必要なケース 全て	必要なケース 全て

②社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
整備箇所数	1	1	1	1	1

【評価指標】

評価指標		現在	R11年度
児童自立生活援助事業の実施 箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれ の入居人数)	Ⅰ型	1箇所(2人)(R6.4 時点)	3箇所(9人)
	Ⅱ型	1箇所(2人)(R6.4 時点)	6箇所(6人)
	Ⅲ型	2箇所(2人)(R6.4 時点)	必要なケース全て
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		1箇所(R6.4 時点)	継続
社会的養護自立支援協議会の設置も含		自立支援コーディネーター	継続

めた支援体制の整備状況	会議を月1回開催 (R6.12時点)	
-------------	-----------------------	--

10 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

令和4年改正児童福祉法において、特定妊婦(出産後のこどもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供、医療機関等の関係機関と連携を行う妊産婦等生活援助事業(特定妊婦等を住居に入居させ、又は事業所に通わせ、食事の提供等の日常支援、こどもの養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設等との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供等の必要な支援を行う事業)が新たに創設されました。本県でも妊産婦等生活援助事業を早期に実施できるよう取り組んでいきます。

また、市町村においては、こども家庭センターによる支援や子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援を行っていますので、市町村と連携しながら妊産婦等の支援を実施していきます。

(1) 資源等に関する地域の現状

① 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4時点)	整備すべき見込量
1箇所	0箇所	1箇所

② 助産施設の設置数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4時点)	整備すべき見込量
4箇所	4箇所	継続

※助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。本県の助産施設は、奈良県総合医療センター、市立奈良病院、生駒市立病院、大和高田市立病院の4箇所です。

③ 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
2回、受講希望者全員	2回、延べ74人	2回、受講希望者全員

(2) 資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

妊産婦等生活援助事業を早期に実施できるよう、委託可能な事業者の選定及び事業内容の検討等に取り組んでいきます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施事業所数	1	1	1	1	1

②助産施設の設置数

(単位:箇所)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設置数	4	4	4	4	4

③特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施回数、	2回	2回	2回	2回	2回
受講者数	受講希望者 全員	受講希望者 全員	受講希望者 全員	受講希望者 全員	受講希望者 全員

【評価指標】

評価指標	現在	R11年度
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0箇所(R6.4時点)	1箇所
助産施設の設置数	4箇所(R6.4時点)	4箇所
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	2回 延べ74人 (R5年度)	2回 受講希望者全員

11 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

本計画の基本理念である「すべてのこどもが、家庭での養育が困難に直面しても、家庭と地域の力により、健やかにはぐくまれる社会を実現」するため、家庭支援の充実にに向けた取組も重要です。

令和4年改正児童福祉法において、虐待等に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援の充実に図るため、こども家庭センターの設置や子育て世帯訪問支援事業等の実施が市町村の努力義務とされました。また、一度分離した親子の再統合を図るため、親子再統合支援事業を実施することが都道府県の努力義務とされました。

なお、家庭復帰が難しいケースについては、親族による養育や特別養子縁組の検討等を行い、こどものパーマネンシー保障(永続的な家族関係をベースにした家庭の保障)のため、市町村等の関係機関と連携しながらケースマネジメントを進めていきます。

○こども家庭相談センターにおけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

(1)現行計画の達成見込み・要因分析等

【現行計画における目標設定】

家庭養育及び地域養育に対する支援

心理的治療ニーズの高いこども等、こどもの特性に応じた適切な施設養育の推進

【直近の取組結果】

虐待等により傷ついた親子の関係性を再構築し、一度分離した親子の再統合を図るため、親子関係再構築支援員をこども家庭相談センター(中央2人)に配置しています。

こども家庭相談センター職員が、被虐待児への心理治療プログラムを受講し、被虐待児への心理的ケアの支援体制を強化しています(R5年度:6名受講)。

【達成・未達成(見込み)とその要因】

(目標達成状況)達成

(要因)親子関係再構築支援員の配置や心理治療プログラムの受講促進(R1年度:0人、R5年度6名)により、支援体制の強化を図っています。

(2)資源等に関する地域の現状

①こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐためのこども家庭相談センターにおける専門チームや担当係の配置などの体制の整備

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
親子関係再構築支援員の配置	中央2名、高田2名	中央2名	中央2名、高田2名

(3)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

虐待等により傷ついた親子の関係性を再構築し、一度分離した親子の再統合を図るため、親子関係再構築支援員をこども家庭相談センターに配置し、親子支援を実施します。

また、家庭復帰が難しいケースについては、親族による養育や特別養子縁組等、こどものパーマネンシー保障のための支援を実施します。

【評価指標】

評価指標		現在	R11 年度
里親・ファミリーホームや施設 (乳児院・児童養護施設)の平均措置期間	里親	796.4 日 (7,168 日/9人) (R5年度)	1,642.5 日以下 (4.5 年 × 365 日)
	ファミリーホーム	403.3 日 (1,210 日/3人) (R5年度)	1,569.5 日以下 (4.3 年 × 365 日)
	乳児院	381.6 日 (3,053 日/8人)	511 日以下 (1.4 年 × 365 日)

		(R5年度)	
	児童養護施設	2,170 日 (65,098 日/30 人) (R5年度)	1,898 日以下 (5.2 年 × 365 日)
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐためのこども家庭相談センターにおける専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む。)	親子関係再構築支援員の配置	中央2名(R6.4 時点)	中央2名、高田2名

※平均措置期間の目標値は、全国平均以下としています。

○親子関係再構築に向けた取組

(1)資源等に関する地域の現状

①親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
25 件	25 件 (内訳) 親子再統合プログラム: 9件 子育て支援プログラム: 3件 家族応援会議: 13 件	継続

※現時点で、必要な支援を実施できているため、見込み量は現状維持とします。

(親子再統合プログラム)

親子の合意と一定の約束事に基づき定期的な面接指導、段階的な面会、外出、外泊等の取組を実施

(子育て支援プログラム)

MYTREE(虐待に至ってしまった親や被害を受けたこどもの回復支援プログラム)やCSP(こどもの問題行動を減らし、望ましい行動を増やすための育児の方法を親が身につけるプログラム)等を実施

(家族応援会議)

こどもを家庭に復帰させる前に要保護児童対策地域協議会において、当事者家族、市町村、こども家庭相談センター等の関係者が集まり、家庭復帰後の支援について会議を実施

②親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量

親子関係再構築支援 員の配置	中央2人、高田2人	中央2人	中央2人、高田2人
-------------------	-----------	------	-----------

③親への相談支援等に関するこども家庭相談センター職員に対する研修の実施回数、受講者数

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.12時点)	整備すべき見込量
実施回数	1回	未実施	1回
受講者数	4人(中央2人、高田2人)	未実施	4人(中央2人、高田2人)

④児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備

	資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R5年度)	整備すべき見込量
研修	1回	未実施	1回
ライセンス取得人数	2人(中央1名、高田1名)	未実施	2人(中央1名、高田1名)

⑤保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

資源の必要量	現在の整備・取組状況(R5年度)	整備すべき見込量
保護者支援プログラムの委託検討	未実施	保護者支援プログラムの委託検討

※現在は、民間で実施している保護者支援プログラムへの参加を促しています。

(2)資源の整備・取組方針等

【整備・取組方針】

虐待等により傷ついた親子の関係性を再構築し、一度分離した親子の再統合を図るため、親子関係再構築支援員をこども家庭相談センターに配置し、親子支援を実施します。

また、親への相談支援や保護者支援プログラムに関する研修の受講により、親子関係再構築に向けた取組を進めていきます。

【年度ごとの定量的な整備目標】

①親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

(単位:件)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施件数	25	25	25	25	25

②親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施回数	—	1回	1回	1回	1回
受講者数	—	2人	2人	3人	4人

【評価指標】

評価指標		現在	R11 年度
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数		25 件 (内訳) 親子再統合プログラム: 9件 子育て支援プログラム: 3件 家族応援会議: 13 件 (R5年度)	継続
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	親子関係再構築支援員の配置	中央2人(R6.4 時点)	中央2人、高田2人
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数		未実施(R5年度)	研修: 1回 4人(中央2人、高田2人)
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数		未実施(R5年度)	研修: 1回 ライセンス取得人数: 2人 (中央1名、高田1名)
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		未実施(R5年度)	保護者支援プログラムの委託の検討

12 障害児入所施設における支援に向けた取組

障害児入所施設においても、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境のもとで支援が行われる必要があることから、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進していきます。

○資源等に関する地域の現状

①福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
3施設	2施設	3施設

②福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

資源の必要量	現在の整備・取組状況 (R6.4 時点)	整備すべき見込量
110 人	86 人	110 人